慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	スイス刑法典第1編総則(2016年10月1日現在： 枠囲みは2018年1月1日施行予定条文)
Sub Title	Schweizerisches Strafgesetzbuch, Erstes Buch : Allgemeine Bestimmungen (Stand am 1. Oktober 2016 : Einschließlich der künftigen Bestimmungen)
Author	小池, 信太郎(Koike, Shintaro) 神馬, 幸一(Jinba, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2016
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.36 (2016. 12) ,p.295- 361
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	翻訳
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20161226-0295

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

翻訳

スイス刑法典第 1 編総則

（2016 年 10 月 1 日現在：枠囲みは 2018 年 1 月 1 日施行予定条文）

小　池　信太郎
神　馬　幸　一／訳

第 1 編　総則

第 1 部　重罪及び軽罪

第 1 章　適用範囲

（1. 法律なければ制裁なし）

第 1 条　刑罰又は処分は、法律が明文で刑を定めている行為を理由としてのみ、これを言い渡すことができる。

（2. 時間的適用範囲）

第 2 条　①　この法律の施行後に重罪又は軽罪を犯した者は、この法律により処断する。

②　犯人がこの法律の施行前に重罪又は軽罪を犯したが、その処断は施行後に行われる場合においては、犯人にとってより軽いとき、この法律を適用する。

（3. 場所的適用範囲。国内における重罪又は軽罪）

第 3 条　①　この法律は、スイス国内において重罪又は軽罪を犯した者に適用する。

② 犯人が当該行為を理由に外国において有罪判決を受け、外国において刑の全部又は一部を執行されたときは、裁判所は、執行済みの刑を言い渡すべき刑に算入する。

③ 犯人がスイスの官庁の要請に基づき外国において訴追されたとき、次の場合には、連邦憲法並びに 1950 年 11 月 4 日付の人権及び基本的自由の保護のための条約（欧州人権条約）の基本原則に対する甚だしい違反があるときを除いて、スイスにおいて当該行為を理由としては、もはや訴追されない。

a. 外国の裁判所がその者に確定的に無罪を言い渡した場合。

b. 外国において、その者に言い渡された制裁が執行され、免除され、又は時効にかかった場合。

④ スイスの官庁の要請に基づき外国において訴追された犯人が外国において刑を執行されず、又は刑の一部しか執行されていないときは、スイスにおいて刑又はその残部を執行する。外国において執行されず、又は一部しか執行されていない処分をスイスにおいて執行又は継続するか否かは、裁判所が決定する。

（国外における国家に対する重罪又は軽罪）

第 4 条 ① この法律は、国外において国家及び国防に対する重罪又は軽罪（第 265 条から第 278 条まで）を犯した者にも適用する。

② 犯人が当該行為を理由に外国において有罪判決を受け、外国において刑の全部又は一部を執行されたときは、裁判所は、執行済みの刑を言い渡すべき刑に算入する。

（国外における未成年者に対する犯罪行為）

第 5 条 ① この法律は、国外において次に掲げる罪のいずれかを犯した者がスイスに所在し、かつ、引渡しを受けない場合にも適用する。

a. 人身売買罪（第 182 条）、性的強要罪（第 189 条）、強姦罪（第 190 条）、凌辱罪（第 191 条）又は売春促進罪（第 195 条）。ただし、被害者が 18

歳未満であった場合に限る。

a の 2. 依存関係にある者との性的行為罪（第 188 条）及び対価に基づく未成年者との性的行為罪（第 196 条）。

b. 児童との性的行為罪（第 187 条）。ただし、被害者が 14 歳未満であった場合に限る。

c. 加重ポルノグラフィー罪（第 197 条第 3 項及び第 4 項）。ただし、客体又は表現が未成年者との性的行為を内容とする場合に限る。

② 犯人は、次の場合には、連邦憲法及び欧州人権条約の基本原則に対する甚だしい違反があるときを除いて、スイスにおいて当該行為を理由としては、もはや訴追されない。

a. 外国の裁判所がその者に確定的に無罪を言い渡した場合。

b. 外国において、その者に言い渡された制裁が執行され、免除され、又は時効にかかった場合。

③ 犯人が当該行為を理由に外国において有罪判決を受け、外国において刑の一部のみを執行されたときは、裁判所は、執行済みの部分を言い渡すべき刑に算入する。外国において命じられたが、その地で一部しか執行されていない処分を継続するか、又はスイスにおいて言い渡された刑に算入するかは、裁判所が決定する。

（条約による義務に基づいて訴追される国外犯）

第 6 条 ① 国際条約によりスイスが訴追を義務づけられている重罪又は軽罪を国外において犯した者には、次の場合に、この法律を適用する。

a. 当該行為が犯罪地においても可罰的であり、又は犯罪地がいかなる刑罰権にも服しておらず、かつ、

b. 犯人がスイスに所在し、外国への引渡しを受けない場合。

② 裁判所は、制裁を、犯人にとって全体として犯罪地の法律による制裁よりも重くならないように定める。

③ 犯人は、次の場合には、連邦憲法及び欧州人権条約の基本原則に対する甚

だしい違反があるときを除いて、スイスにおいて当該行為を理由としてはもはや訴追されない。

a. 外国の裁判所がその者に確定的に無罪を言い渡した場合。

b. 外国において、その者に言い渡された制裁が執行され、免除され、又は時効にかかった場合。

④ 犯人が当該行為を理由に外国において有罪判決を受け、外国において刑の一部のみを執行されたときは、裁判所は、執行済みの部分を言い渡すべき刑に算入する。外国において命じられたが、その地で一部しか執行されていない処分を継続するか、又はスイスにおいて言い渡された刑に算入するかは、裁判所が決定する。

（その他の国外犯）

第7条 ① 国外において重罪又は軽罪を犯した者であって、第4条、第5条又は第6条の要件を充足しないものには、次の場合に、この法律を適用する。

a. 当該行為が犯罪地においても可罰的であり、又は犯罪地がいかなる刑罰権にも服しておらず、

b. 犯人がスイスに所在し、又は当該行為を理由にスイスへの引渡しを受け、かつ、

c. スイス法によれば当該行為が引渡しを許容するものであるが、犯人が引渡しを受けない場合。

② 犯人がスイス国民ではなく、かつ当該重罪又は軽罪がスイス国民に対して犯されたものではないときは、次の場合に限り、第1項が適用される。

a. 引渡しの請求が行為の性質に関係しない理由により拒絶された場合。又は、

b. 犯人が国際的法共同体により非難される特別に重い重罪を犯した場合。

③ 裁判所は、制裁を、犯人にとって全体として犯罪地の法律による制裁よりも重くならないように定める。

④ 犯人は、次の場合には、連邦憲法及び欧州人権条約の基本原則に対する甚

だしい違反があるときを除いて、スイスにおいて当該行為を理由としてはもはや訴追されない。

a. 外国の裁判所がその者に確定的に無罪を言い渡した場合。

b. 外国において、その者に言い渡された制裁が執行され、免除され、又は時効にかかった場合。

⑤ 犯人が当該行為を理由に外国において有罪判決を受け、外国において刑の一部のみを執行されたときは、裁判所は、執行済みの部分を言い渡すべき刑に算入する。外国において命じられたが、その地で一部しか執行されていない処分を継続するか、又はスイスにおいて言い渡された刑に算入するかは、裁判所が決定する。

（犯罪地）

第 8 条 ① 重罪又は軽罪は、犯人がこれを実行し、又は義務に違反して作為をしなかった場所、及び結果が発生した場所において犯されたものとする。

② 未遂は、犯人がこれを実行した場所、及び犯人の表象によれば結果が発生するはずであった場所において犯されたものとする。

（4. 人的適用範囲）

第 9 条 ① この法律は、その行為が軍刑法（Militärstrafrecht）により処断される者には適用しない。

② 行為の時点で 18 歳に満たない者については、2003 年 6 月 20 日付の少年刑法（Jugendstrafgesetz）の定めるところによる。18 歳に達する前に行われた行為とその後に行われた行為を同時に処断するときは、少年刑法第 3 条第 2 項が適用される。

第 2 章 可罰性

（1. 重罪及び軽罪。概念）

第 10 条 ① この法律は、罪について定められた刑の重さに応じて、重罪

（Verbrechen）と軽罪（Vergehen）を区別する。

② 重罪とは、長期 3 年を超える自由刑が定められた罪をいう。

③ 軽罪とは、長期 3 年以下の自由刑又は罰金が定められた罪をいう。

（不作為による遂行）

第 11 条 ① 重罪又は軽罪は、義務に違反する不作為によっても犯すことができる。

② 自らの法的地位、特に次に掲げる事由に基づき義務づけられているにもかかわらず、刑法上保護された法益の危殆化又は侵害を阻止しない者は、義務に違反して不作為をしたものとする。

a. 法律。

b. 契約。

c. 任意に関わった危険共同体。又は、

d. 危険の創出。

③ 義務に違反して不作為をした者は、行為の状況によれば、積極的作為により罪を犯した場合と同じ非難が可能であるときに限り、当該の構成要件により罰する。

④ 裁判所は、刑を減軽することができる。

（2. 故意及び過失。概念）

第 12 条 ① 法律が明文で別段の定めをしていないときは、重罪又は軽罪を故意で犯した者のみを罰する。

② 認識及び意思をもって行為をした者は、重罪又は軽罪を故意で犯したものとする。犯罪事実の実現がありうると考え、それを認容した者は、すでに故意で行為をしたものとする。

③ 義務に違反する不注意により、自らの態度の結果を思慮せず、又はそれに配慮しなかった者は、重罪又は軽罪を過失で犯したものとする。行為者が状況及び個人的事情により義務づけられる注意を遵守しなかったときは、義務

に違反する不注意があったものとする。

（事実の錯誤）

第 13 条　①　行為者が事実に関する誤った表象の下で行為をしたときは、裁判所は、行為者が表象した事実に応じて、行為者に有利に行為を処断する。

②　行為者が義務に従って注意すれば錯誤を回避することが可能であった場合において、その行為の過失による遂行について刑が定められているときは、過失を理由として罰する。

（3. 適法行為と責任。法律上許された行為）

第 14 条　法律が命令又は許容する行為をした者は、行為について、この法律又は別の法律が刑を定めている場合であっても、適法に行為したものとする。

（正当防衛）

第 15 条　ある者が不正に侵害され、又は侵害が直接的に迫っているときは、侵害を受けた者及びその他の全ての者は、侵害に対して状況に応じた相当な方法で防衛する権利を有する。

（免責可能な防衛）

第 16 条　①　防衛者が第 15 条に規定する防衛の限界を超えた場合には、裁判所は、刑を減軽する。

②　防衛者が攻撃に対する免責可能な興奮又は驚愕から防衛の限界を超えた場合は、責任なく行為したものとする。

（正当化的緊急避難）

第 17 条　直接的で他の方法では回避することができない危険から自己又は他人の法益を守るために刑が定められた行為をした者が、これによって、より価値の高い利益を保全した場合には、適法に行為したものとする。

（免責可能な緊急避難）

第 18 条　①　身体、生命、自由、名誉、財産又はその他の価値が高い利益に対する直接的で他の方法では回避することができない危険から自己又は他人の法益を守るために刑が定められた行為をした者に、危険にさらされた利益を諦めることが期待可能であった場合には、刑を減軽する。

②　危険にさらされた利益を諦めることが行為者に期待不可能であった場合には、その者は責任なく行為したものとする。

（責任無能力及び限定責任能力）

第 19 条　①　行為者が行為の時に自己の行為の不法を弁識し、又はその弁識に従って行動する能力を有していなかったときは、罰しない。

②　行為者が行為の時に自己の行為の不法を弁識し、又はその弁識に従って行動する能力を部分的にしか有していなかったときは、裁判所は、刑を減軽する。

③　前 2 項の規定にかかわらず、第 59 条から第 61 条まで、第 63 条、第 64 条、第 67 条、第 67 条 b 及び第 67 条 e による処分を命じることができる。

④　行為者が責任無能力又は限定責任能力を回避でき、かつ、その際に、それらの状態において犯した行為を予見できた場合には、第 1 項から第 3 項までは適用されない。

（責任能力に疑いがある場合）

第 20 条　行為者の責任能力を疑う重大な契機が存する場合には、捜査機関又は裁判所は、専門家による鑑定を命じる。

（違法性の錯誤）

第 21 条　行為の遂行の際に自己の行為が違法であることを認識せず、かつ、認識することが不可能であった者は、責任なく行為したものとする。錯誤が回避可能であった場合には、裁判所は、刑を減軽する。

（4. 未遂。未遂の可罰性）

第 22 条　①　行為者が重罪又は軽罪の実行を開始した後に可罰的行為を終了せず、又はその罪の既遂の結果が発生せず、若しくは結果の発生が不能であった場合には、裁判所は、刑を減軽することができる。

②　行為者が行為を実行しようとした客体又は手段の性質によれば既遂に至ることがおよそ不能であったのに、著しい無分別からそうではないと誤認したときは、罰しない。

（中止及び行為による悔悟〔既遂の阻止〕）

第 23 条　①　行為者が自発的な動機から、可罰的行為を終了せず、又は犯罪の既遂を阻止することに寄与したときは、裁判所は、刑を減軽し、又は処罰を免除することができる。

②　行為に 2 人以上の正犯者又は共犯者が関与した場合において、裁判所は、自発的な動機から犯罪の既遂を阻止することに寄与した者の刑を減軽し、又は処罰を免除することができる。

③　正犯者又は共犯者による中止が犯罪の既遂を阻止するはずであったが、他の事情により既遂に至らなかった場合においても、裁判所は、刑を減軽し、又は処罰を免除することができる。

④　2 人以上の正犯者又は共犯者のうち、ある者が自発的な動機から犯罪の既遂を阻止するために真剣に努力した場合において、犯罪がその者の行為寄与とは無関係に遂行されたときは、裁判所は、刑を減軽し、又は処罰を免除することができる。

（5. 共犯。教唆）

第 24 条　①　故意をもって人に重罪又は軽罪を決意させ、実行させた者は、正犯に適用される刑で処断する。

②　人に重罪を決意させようとした者は、その重罪の未遂により罰する。

（従犯）

第 25 条　故意をもって重罪又は軽罪を幇助した者については、刑を減軽する。

（特別義務犯〔Sonderdelikt〕の共犯）

第 26 条　正犯者の特別な義務によって可罰性が根拠づけられ、又は加重される場合には、この義務を負わない共犯者の刑は、これを減軽する。

（人的事情）

第 27 条　特別な人的事情、属性及び状況であって、可罰性を加重し、減軽し、又は阻却するものは、これを備えた正犯者又は共犯者について考慮する。

（6. メディアの可罰性）

第 28 条　①　可罰的行為がメディアにおける公表により行われ、かつ、当該公表をもって完結するものである場合は、次項以下の場合を除くほか、著作者のみを罰する。

②　著作者を突きとめることができず、又はスイスにおいて裁判所に出廷させることができない場合は、責任編集者を第 322 条の 2 の規定により罰する。責任編集者がいない場合は、公表について責任を負う者を第 322 条の 2 の規定により罰する。

③　公表が著作者の了解なしに、又はその意思に反して行われた場合は、編集者、又は編集者がいないときは公表について責任を負う者を正犯として罰する。

④　官庁の公開の審議及び公告に関する真実に合致した報道は、罰しない。

（情報源の保護）

第 28 条 a　①　定期的に刊行されるメディアの編集部署において情報の公表に職業上従事する者又はその補助者が著作者の身元又は情報の内容及び情報源に関する証言を拒んだ場合は、それらの者に刑を言い渡すことも、手続上

の強制処分を命じることもできない。

② 裁判官が次に掲げる事由を認定した場合には、第 1 項は適用されない。

a. ある者を身体又は生命に対する直接的危険から守るために証言が必要であること。又は、

b. 証言なしには、第 111 条から第 113 条までに規定された殺人の罪若しくは短期 3 年以上の自由刑が定められたその他の重罪又は本法第 187 条、第 189 条から第 191 条まで、第 197 条第 4 項、第 260 条の 3、第 260 条の 5、第 305 条の 2、第 305 条の 3 及び第 322 条の 3 から第 322 条の 7 まで並びに 1951 年 10 月 3 日付の麻薬法第 19 条第 2 項に定める犯罪行為を解明することができず、又はそれらの罪の刑事手続対象者を検挙できないこと。

（7. 代表関係）

第 29 条 法人、会社又は個人事業主のみに課された、その違反が可罰性を根拠づけ、又は加重する特別な義務は、自然人が次のいずれかのものとして行動する場合においては、自然人がこれを負う。

a. 法人の機関若しくはその構成員。

b. 経営者。

c. 法人、会社若しくは個人事業主における、自らの職務領域で独立した決定権限を有する従業員。又は、

d. 機関、機関の構成員、経営者若しくは従業員にあたらない事実上の指導者。

（8. 告訴。告訴権）

第 30 条 ① 行為が告訴に基づいてのみ処罰されるものであるときは、その行為により害を被った者は何人でも、犯人の処罰を求めることができる。

② 被害者が行為能力を欠いているときは、法定代理人が告訴する権利を有する。被害者が後見又は包括的補佐の下にあるときは、成年保護機関も告訴権

を有する。

③　被害者が未成年であり、又は包括的補佐の下にある場合において、被害者が判断能力を有するときは、告訴する権利を有する。

④　被害者が告訴をすることなく、又は明示的に放棄することなく死亡したときは、全ての近親者が告訴権を有する。

⑤　告訴権を有する者が告訴を明示的に放棄したときは、その放棄は確定的である。

（告訴期間）

第 31 条　告訴権は、3 月の経過により消滅する。この期間は、告訴権者が犯人を知った日に開始する。

（不可分性）

第 32 条　告訴権者が行為に関与した者の一人に対して告訴をしたときは、全ての関与者が訴追されるものとする。

（取消し）

第 33 条　①　告訴権者は、カントン（州・準州）の裁判所における第 2 審級の判決がいまだ言い渡されていない限りで、自らの告訴を取り消すことができる。

②　告訴を取り消した者は、さらに告訴をすることができない。

③　告訴権者が刑事手続対象者（Beschuldigter）[1] の一人に対して告訴を取り消したときは、取消しは全ての刑事手続対象者にその効力を生ずる。

④　刑事手続対象者の一人が告訴の取消しに対して異議を述べたときは、その刑事手続対象者に対しては取消しの効力が生じない。

1）スイス刑事訴訟法第 111 条によれば、beschuldigte Person とは、被害申告や告訴の対象となった者、捜査機関により嫌疑を向けられた被疑者、起訴された者（被告人）を広く含むことから、Beschuldigter は「刑事手続対象者」とした。

第 3 章　刑罰及び処分

第 1 節　刑罰

第 1 款　罰金、公益的労働、自由刑

【2018 年 1 月 1 日以降】
第 1 款　罰金刑及び自由刑

（1. 罰金。量定）

第 34 条　①　法律が別段の定めをしていないときは、罰金は、360 日分以下とする。裁判所は、罰金の日数を、犯人の責任（Verschulden）に応じて定める。

②　1 日分の額は、3000 スイスフラン以下とする。裁判所は、日額の高さを、判決の時点における犯人の個人的及び経済的事情、特に収入及び資産、生活費、家族に対する義務及び扶助義務並びに生活のための最低限に応じて定める。

【2018 年 1 月 1 日以降】
①　法律が別段の定めをしていないときは、罰金は、3 日以上 180 日分以下とする。裁判所は、罰金の日数を、犯人の責任（Verschulden）に応じて定める。
②　1 日分の額は、原則として、30 スイスフラン以上 3000 スイスフラン以下とする。例外的に、犯人の個人的及び経済的状況から要請されるときは、日額を 10 スイスフランにまで下げることができる。裁判所は、日額の高さを、判決の時点における犯人の個人的及び経済的状況、特に収入及び資産、生活費、家族に対する義務及び扶助義務並びに生活のための最低限に応じて定める。

③　連邦、カントン及びゲマインデ（基礎自治体）の官庁は、日額の決定のために必要な情報を提供するものとする。

④　日数及び日額の高さは、判決において明記しなければならない。

（執行）

第 35 条　①　執行機関は、刑を言い渡された者に対し、支払期間を 1 月以上

12 月以下において定める。執行機関は、分割払いを命じること及び申請により期限を延長することができる。

【2018 年 1 月 1 日以降】
① 執行機関は、刑を言い渡された者に対し、支払期間を 1 月以上 6 月以下において定める。執行機関は、分割払いを命じること及び申請により期限を延長することができる。

② 刑を言い渡された者が罰金の執行を免れるであろう理由のある疑いが存するときは、執行機関は、即時の支払い又は担保の提供を求めることができる。

③ 刑を言い渡された者が罰金を期限までに支払わない場合において、執行機関は、成果が予測できるときは、強制執行を命じる。

（代替自由刑）

第 36 条 ① 刑を言い渡された者が罰金を支払わず、強制執行（第 35 条第 3 項）により支払わせることもできない場合には、自由刑が罰金に代わる。罰金 1 日分は、自由刑 1 日に相当する。代替自由刑は、罰金が事後的に支払われたときは、執行されない。

② 罰金が行政機関により言い渡されたものである場合には、代替自由刑に関する判断は、裁判所がこれを行う。

③ 刑を言い渡された者は、日額の量定の根拠となっていた状況が本人の落ち度なく判決後に著しく悪化したために罰金を支払うことができない場合は、裁判所に対し、代替自由刑の執行を停止し、代わりに次の措置の実施を申請することができる。

a. 支払期限を 24 月まで延長すること。又は、

b. 日額を引き下げること。又は、

c. 公益的労働を命じること。

④ 裁判所が公益的労働を命じる場合には、第 37 条、第 38 条及び第 39 条第 2 項が適用される。

⑤ 刑を言い渡された者が、支払期限の延長又は日額の引下げにもかかわらず

罰金を支払わず、又は警告にもかかわらず公益的労働を行わない場合は、代替自由刑が執行される。

【2018 年 1 月 1 日以降】
〔本条第 3 項から第 5 項まで削除〕

（2. 公益的労働。内容）

第 37 条　①　裁判所は、犯人の同意を得て、6 月未満の自由刑又は 180 日分以下の罰金に代えて、720 時間以下の公益的労働を命じることができる。

②　公益的労働は、社会的施設、公益のための作業又は扶助を要する者の利益のために行われるものとする。公益的労働は、無報酬である。

【2018 年 1 月 1 日以降】
〔第 37 条削除〕

（執行）

第 38 条　執行機関は、刑を言い渡された者に対し、公益的労働が行われるべき期限を 2 年以下において定める。

【2018 年 1 月 1 日以降】
〔第 38 条削除〕

（換刑）

第 39 条　①　刑を言い渡された者が、警告にもかかわらず、判決又は所轄機関により決定された条件に従って公益的労働を行わない場合は、裁判所は、これを罰金又は自由刑に転換する。

②　公益的労働 4 時間は、罰金 1 日分又は自由刑 1 日に相当するものとする。

③　罰金を執行できないことが予測される場合に限り、自由刑を命じることができる。

【2018 年 1 月 1 日以降】
〔第 39 条削除〕

（3. 自由刑。通則）

第 40 条　自由刑の刑期は、原則として、最短で 6 月とする。最長の刑期は、20 年とする。法律が明文で定めているときは、自由刑は無期とする。

【2018 年 1 月 1 日以降】

（3. 自由刑。刑期）

第 40 条　①　自由刑の最短の刑期は、3 日とする。ただし、罰金（第 36 条）又は科料（第 106 条）の不払いに代わるより短期の自由刑を妨げるものではない。

②　自由刑の最長の刑期は、20 年とする。法律が明文で定めているときは、自由刑は無期とする。

（短期自由刑の実刑）

第 41 条　①　裁判所は、刑の執行猶予の要件（第 42 条）が存せず、かつ、罰金又は公益的労働を執行できないことが予測されるときに限り、6 月未満の自由刑の実刑を言い渡すことができる。

②　裁判所は、前項における刑の形態を詳細に理由づけなければならない。

③　本条は、罰金の不払い（第 36 条）又は公益的労働の不履行（第 39 条）に代わる自由刑を妨げるものではない。

【2018 年 1 月 1 日以降】

（罰金に代わる自由刑）

第 41 条　①　裁判所は、次の各場合には、罰金に代えて自由刑を言い渡すことができる。

a. 犯人が重罪又は軽罪の再犯をすることを防ぐために自由刑が要請されると思われる場合。又は、

b. 罰金を執行できないことが予測される場合。

②　裁判所は、自由刑の選択を詳細に理由づけなければならない。

③　本条は、罰金の不払い（第 36 条）に代わる自由刑を妨げるものではない。

第 2 款　刑の執行猶予及び一部執行猶予

（1. 刑の執行猶予）

第 42 条　①　裁判所は、犯人が重罪又は軽罪の再犯をすることを防ぐために実刑が必要不可欠と思われないときは、罰金、公益的労働又は 6 月以上 2 年以下の自由刑の執行を、原則として猶予する。

②　犯人が犯行前の最近 5 年間に 6 月以上の自由刑の執行猶予若しくは実刑又は 180 日分以上の罰金を言い渡されていた場合には、執行猶予は、特に有利な情状が存するときに限り、これを許す。

【2018 年 1 月 1 日以降】

①　裁判所は、犯人が重罪又は軽罪の再犯をすることを防ぐために実刑が必要不可欠と思われないときは、罰金又は 2 年以下の自由刑の執行を、原則として猶予する。

②　犯人が犯行前の最近 5 年間に 6 月以上の自由刑の執行猶予又は実刑を言い渡されていた場合には、執行猶予は、特に有利な情状が存するときに限り、これを許す。

③　刑の執行猶予は、犯人が期待可能な被害回復を行わない場合にも、これを拒否することができる。

④　刑の執行猶予に、罰金の実刑又は第 106 条による科料を併科することができる。

【2018 年 1 月 1 日以降】

④　刑の執行猶予に、第 106 条による科料を併科することができる。

（2. 刑の一部執行猶予）

第 43 条　①　裁判所は、犯人の責任（Verschulden）を十分に顧慮するために必要不可欠であるときは、罰金、公益的労働又は 1 年以上 3 年以下の自由刑の一部のみの執行を猶予することができる。

【2018 年 1 月 1 日以降】
（2. 自由刑の一部執行猶予）
第 43 条　①　裁判所は、犯人の責任（Verschulden）を十分に顧慮するために必要不可欠であるときは、1 年以上 3 年以下の自由刑の一部の執行を猶予することができる。

②　実刑部分は、刑の半分を上回ってはならない。

③　自由刑の一部執行猶予については、猶予部分と実刑部分の双方を 6 月以上としなければならない。仮釈放の許可に関する規定（第 86 条）は、実刑部分に適用されない。

【2018 年 1 月 1 日以降】
③　猶予部分と実刑部分の双方を 6 月以上としなければならない。仮釈放の許可に関する規定（第 86 条）は、実刑部分に適用されない。

（3. 共通規定。猶予期間）
第 44 条　①　裁判所は、刑の全部又は一部の執行を猶予するときは、刑を言い渡される者に対し、猶予期間を 2 年以上 5 年以下において定める。

②　裁判所は、猶予期間について、保護観察（Bewährungshilfe）を命じ、指示（Weisungen）を与えることができる。

③　裁判所は、刑を言い渡された者に対し、刑の執行猶予及び一部執行猶予の意義及び効果を説明するものとする。

（期間の無事経過）
第 45 条　刑を言い渡された者が猶予期間の満了まで無事に経過した場合には、猶予されていた刑を執行しない。

（〔期間中の〕非行）
第 46 条　①　刑を言い渡された者が猶予期間中に重罪又は軽罪を犯し、それゆえに、再犯をするであろうことが予測されるときは、裁判所は、刑の執行

猶予又は一部執行猶予部分を取り消す。裁判所は、第 49 条の準用により新たな刑との全体刑（Gesamtstrafe）を形成するために、取り消される刑の種類を変更することができる。その場合には、裁判所は、全体刑が 6 月以上であるか、又は第 41 条の要件がみたされるときに限り、自由刑の実刑を言い渡すことができる。

【2018 年 1 月 1 日以降】

① 刑を言い渡された者が猶予期間中に重罪又は軽罪を犯し、それゆえに、再犯をするであろうことが予測されるときは、裁判所は、刑の執行猶予又は一部執行猶予部分を取り消す。取り消される刑と新たな刑が同種であるときは、裁判所は、第 49 条の準用により全体刑（Gesamtstrafe）を形成する。

② 刑を言い渡された者が再犯をするであろうことが予測されないときは、裁判所は、取消しを行わない。裁判所は、刑を言い渡された者を戒告し、又は猶予期間を判決で定められた期間の半分まで延長することができる。延長された猶予期間について、裁判所は、保護観察を命じ、指示を与えることができる。延長が猶予期間の満了後に行われたときは、延長期間はそれが命じられた日に開始するものとする。

③ 新たな重罪又は軽罪の処断を管轄する裁判所が取消しについても判断する。

④ 刑を言い渡された者が保護観察に服さず、又は指示を無視するときは、第 95 条第 3 項から第 5 項までが適用される。

⑤ 取消しは、猶予期間の満了から 3 年が経過した後は、これを命じることができない。

第 3 款　量刑

（1. 原則）

第 47 条　① 裁判所は、犯人の責任（Verschulden）[2] に応じて刑を量定する。犯人の経歴及び個人的事情並びに刑が犯人の生活に与える効果を考慮する。

② 責任は、被害法益の侵害又は危殆化の重大性、行為の悪質性、犯人の動機及び目的、並びに犯人が内的及び外的状況によれば法益の危殆化又は侵害を

回避することができた程度に応じて、これを定める。

（2. 刑の減軽。事由）

第 48 条　裁判所は、次に掲げる事由があるときは、刑を減軽する。

a. 犯人が
   1. 尊重に値する動機から、
   2. 重大な苦境において、
   3. 重大な脅迫の影響の下で、
   4. 服従させられ、又は依存している者の指示により、行為をした場合。

b. 犯人が被害者の態度により深刻に誘惑された場合。

c. 犯人が事情に鑑み免責可能な激しい情動又は大きな精神的負担の下で行為をした場合。

d. 犯人が真摯な反省を行動で示した、特に予測できる限度で損害を賠償した場合。

e. 行為からの時間の経過に鑑み、刑の必要性が明白に減少し、犯人がその期間中に善行を保った場合。

（効果）

第 48 条 a　①　裁判所は、刑を減軽する場合には、法定刑の下限に拘束されない。

②　裁判所は、法定刑に含まれる刑種と異なる刑種を選択することができる。

2）スイス刑法は、量刑の基礎となる責任について、ドイツ刑法（第 46 条）などとは異なり、Schuld ではなく Verschulden の概念を用いている。これは、量刑責任が、犯罪論でいう責任の要素だけではなく、違法・責任要素の総体から成ること（クリスティアン・シュワルツェネッガー「スイスの刑事制裁制度」本誌 181 頁）を意識した用語法である（Vgl. Günter Stratenwerth, Schweizerisches Strafrecht Allgemeiner Teil Ⅱ , 2. Aufl., 2006, S. 179 f.）。もっとも、内容的には、ドイツなどで量刑上の「責任（Schuld）」に関して述べられていることと異ならないことから、あえて訳し分けないこととした。

ただし、刑種の法律上の上限及び下限には拘束される。

（3. 犯罪競合）

第 49 条　①　犯人が 1 個又は 2 個以上の行為により、2 個以上の同種の刑の要件をみたすときは、裁判所は、最も重い罪に対する刑に相応の加重をして言い渡すものとする。ただし、法定刑の上限をその半分を超えて加重することはできない。この場合において、裁判所は、刑種の法律上の上限に拘束される。

②　裁判所は、犯人が別の罪で刑を言い渡される前に犯した罪について処断する場合においては、犯人によるそれらの可罰的行為が同時に処断されていたときに想定されるよりも重く処罰されることがないように、追加刑を定める。

③　犯人が 1 個又は 2 個以上の罪を 18 歳に達する前に犯した場合には、その罪は、第 1 項及び第 2 項の規定により全体刑を形成するにあたって、その罪だけで処断されていたときに想定されるよりも重く評価されてはならない。

（4. 理由づけ義務）

第 50 条　判決に理由を付さなければならないときは、裁判所は、判決理由において、刑の量定にとって重要であった情状及びその評価も明示する。

（5. 未決拘禁の算入）

第 51 条　裁判所は、犯人が同一の又は異なる手続の間に受けた未決拘禁を刑に算入する。拘禁 1 日は、罰金 1 日分又は公益的労働 4 時間に相当する。

【2018 年 1 月 1 日以降】

（5. 未決拘禁の算入）

第 51 条　裁判所は、犯人が同一の又は異なる手続の間に受けた未決拘禁を刑に算入する。拘禁 1 日は、罰金 1 日分に相当する。

第 4 款　刑の免除及び手続の打切り

（1. 刑の免除事由。要罰性の欠如）

第 52 条　責任及び犯行結果が軽微であるときは、所轄機関は、捜査、裁判所への起訴又は処罰を免除する。

（損害回復）

第 53 条　犯人が被害を弁償し、又は自ら生じさせた不法を埋め合わせる全ての期待可能な努力をした場合において、次の事由があるときは、所轄機関は、捜査、裁判所への起訴又は処罰を免除する。

a. 刑の執行猶予の要件（第 42 条）がみたされており、かつ、

b. 刑事訴追に関する公共及び被害者の利益が僅少であるとき。

（犯人が犯行により被った不利益）

第 54 条　犯人が自らの犯行の直接的な帰結により、刑が不相当と思われるほどに重い不利益を受けたときは、所轄機関は、捜査、裁判所への起訴又は処罰を免除する。

（2. 共通規定）

第 55 条　①　裁判所は、刑の免除の要件が存する場合、刑の執行が猶予されていたときは、その取消しを、仮釈放されていたときには再収容を、それぞれ免除する。

②　第 52 条、第 53 条及び第 54 条における所轄機関は、カントンの刑事司法機関がこれにあたる。

（3. 手続の打切り。被害者が配偶者、登録パートナー又は生活パートナーである場合）

第 55 条 a　①　単純傷害罪（第 123 条第 2 号第 3 段から第 5 段まで）、反復暴行罪（第 126 条第 2 項第 b 号、第 b 号の 2 及び第 c 号）、脅迫罪（第 180 条第 2 項）

並びに強要罪（第 181 条）について、検察官及び裁判所は、次の場合には手続を停止することができる。

a. 被害者が

1. 犯人の配偶者であって、犯行が婚姻中若しくは離婚から 1 年以内に行われた場合、又は、

2. 犯人の登録パートナーであって、犯行が登録パートナー関係の継続中若しくはその解消から 1 年以内に行われた場合、又は、

3. 犯人の同性ないし異性の生活パートナー若しくは別居から 1 年以内の元生活パートナーである場合、及び、

b. 被害者又は被害者が行為能力を欠くときはその法定代理人が手続停止を要請し、又は所轄機関による手続停止の提案に同意した場合。

② 被害者又は被害者が行為能力を欠くときはその法定代理人が暫定的な手続停止から 6 月以内に書面又は口頭で同意を取り消した場合には、手続を再開する。

③ 同意が取り消されない場合には、検察官及び裁判所は、手続を打ち切ることができる。

第 2 節　処分

第 1 款　治療処分及び保安監置

（1. 原則）

第 56 条　① 処分は、次の各号に該当する場合において、命じられなければならない。

a. 行為者が再犯をする危険に対して、刑罰のみでは適切ではなく、

b. 行為者において治療の必要性が認められ、又は公共の安全から、そのような処分が求められ、かつ、

c. 第 59 条から第 61 条まで、第 63 条又は第 64 条における要件を充足する場合。

② 処分の命令は、その処分により行為者の人格権にもたらされる侵害が再犯

の蓋然性及びその重大性との関係において不均衡ではないことを要件とする。

③　第 59 条から第 61 条まで、第 63 条及び第 64 条により処分を命じる判断に際して、並びに第 65 条により制裁を変更するに際して、裁判所は、専門家の鑑定に依拠するものとする。鑑定は、次の各号に関する意見を述べる。

a. 行為者における治療の必要不可欠性及びその奏功の見込み、

b. 潜在的な再犯の種類及びその蓋然性、並びに、

c. 処分執行の可能性。

④　行為者が第 64 条第 1 項において規定される行為をしたとき、その行為者を治療したこともなく、かつ、その他の方法により担当したこともない専門家により、鑑定が行われなければならない。

④の 2　第 64 条第 1 項の 2 による無期保安監置の命令が考慮されるとき、その判断に際して、裁判所は、その行為者を治療したこともなく、かつ、その他の方法により担当したこともない少なくとも 2 名の熟練した互いに独立の専門家による鑑定に依拠するものとする。

⑤　裁判所は、原則として、適切な施設を利用できる場合に限り、処分を命じる。

⑥　処分の要件がもはや充足されなくなったとき、処分は終了されなければならない。

（処分の競合）

第 56 条 a　①　2 個以上の処分が同等に適当であり、しかし、その 1 個のみが必要不可欠とされるとき、裁判所は、行為者において最も負担の軽い処分のいずれかを命じる。

②　2 個以上の処分が必要不可欠なとき、裁判所は、同時に 2 個以上の処分を命じることができる。

（刑罰に対する処分の均衡）

第 57 条　①　刑罰のための要件のみならず、処分のための要件も充足される

とき、裁判所は両者の制裁を命じる。

② 第 59 条から第 61 条までの処分の執行は、同時に言い渡された自由刑及び執行猶予の取消し又は再収容により執行可能となる自由刑に先行する。同様に、第 62 条 a による処分への再収容は、同時に言い渡された全体刑に先行する。

③ 処分に伴う自由剝奪の期間は、刑期に算入されなければならない。

（執行）

第 58 条 ① （削除）

② 第 59 条から第 61 条までにおいて規定される治療施設は、刑事施設とは分離して運営されなければならない。

（2. 入院治療処分。精神障害の治療）

第 59 条 ① 行為者が重篤な精神障害に罹患しており、次の各号に該当する場合において、裁判所は入院治療を命じる。

a. 行為者が精神障害に関連して重罪又は軽罪を犯し、かつ、

b. 行為者が精神障害に関連して再犯をする危険について、入院治療により対処しうると予測される場合。

② 入院治療は、適切な精神治療施設又は処分執行施設において実施する。

③ 行為者が逃亡し、又は再犯をする危険が現存する限りで、閉鎖的施設内において処遇される。専門家職員による必要な治療的処遇が保障される限りで、第 76 条第 2 項における刑事施設内での処遇も同様に可能である。

④ 入院治療を伴う自由剝奪の期間は、原則として、最長 5 年とする。5 年の経過後において、仮釈放の要件がみたされず、かつ、その行為者が精神障害に関連して重罪及び軽罪の再犯をする危険について、当該処分の継続により対処しうると予測されるとき、執行機関の申請に基づいて、その都度、5 年間を最長とする処分の延長を裁判所は命じることができる。

（嗜癖治療）

第 60 条　①　行為者が嗜癖物又はその他の態様による依存症であり、次の各号に該当する場合において、裁判所は入院治療を命じる。

a. 行為者が依存症に関連して重罪又は軽罪を犯し、かつ、

b. 行為者が依存症に関連して再犯をする危険について、入院治療により対処しうると予測される場合。

②　裁判所は、行為者からの治療申請及び治療準備の状況を考慮する。

③　治療は、特別な施設又は必要な場合において精神病院で行うものとする。治療は、行為者にとって特に必要とされる事柄及び行為者における状態の変化に応じて行われなければならない。

④　入院治療に伴う自由剝奪の期間は、原則として最長 3 年とする。3 年の経過後において、仮釈放の要件がみたされず、かつ、その行為者が依存症に関連して重罪及び軽罪の再犯をする危険について、当該処分の継続により対処しうると予測されるとき、執行機関の申請に基づいて、さらに 1 年間にわたる処分の延長を 1 回、裁判所は命じることができる。処分に伴う自由剝奪の期間は、延長及び仮釈放後の再収容の場合を含めて、通算で 6 年を超えてはならない。

（若年成人のための処分）

第 61 条　①　行為者が行為時に 25 歳未満で、かつ、その人格の発達に重篤な障害があり、次の各号に該当する場合において、裁判所は、若年成人のための処分施設への収容を命じる。

a. 行為者が人格発達の障害に関連して重罪又は軽罪を犯し、かつ、

b. 行為者が人格発達の障害に関連して再犯をする危険について、若年成人のための処分施設に収容することにより対処しうると予測される場合。

②　若年成人のための処分施設は、本法における他の施設とは分離して運営されなければならない。

③　行為者には、自己責任感を修養し、かつ、犯罪行為をしない生活を送る能力が付与されなければならない。特に職業訓練及び継続的教育が促進されなければならない。

④　処分に伴う自由剝奪の期間は、最長 4 年とする。この期間は、仮釈放後の再収容の場合を含めて、通算で 6 年を超えてはならない。処分は、遅くとも、行為者が満 30 歳に達したとき、これを終了しなければならない。

⑤　行為者が 18 歳未満の際における犯行に関しても判決を言い渡されていたとき、その処分は、少年のための施設で執行することができる。

（仮釈放）

第 62 条　①　自由な状態において更生の機会を行為者に与えることが正当化されるとき、行為者は、直ちに施設収容を伴う処分の執行から仮釈放される。

②　第 59 条による処分からの仮釈放の場合においては、1 年以上 5 年以下の観察期間に付し、第 60 条から第 61 条までの処分からの仮釈放の場合においては、1 年以上 3 年以下の観察期間に付される。

③　仮釈放された者には、観察期間中に通院治療を義務づけることができる。執行機関は、観察期間中に保護観察を命じること及び指示を付与することができる。

④　観察期間経過後、仮釈放された者の状態に相応して重罪及び軽罪の再犯がなされる危険に対処するために、通院治療、保護観察又は指示を継続することが必要不可欠と認められる場合において、裁判所は、執行機関の申請に基づき、次の各号に従って、観察期間を延長することができる。

a.　第 59 条の処分からの仮釈放の場合において、1 年以上 5 年以下。

b.　第 60 条及び第 61 条からの仮釈放の場合において、1 年以上 3 年以下。

⑤　第 60 条及び第 61 条の処分からの仮釈放後の観察期間は、通算で 6 年を超えてはならない。

⑥　行為者が第 64 条第 1 項において規定される犯罪行為をした場合、観察期間は、そのような種類の再犯を阻止するための必要不可欠性が認められると

き、何度でも、これを延長することができる。

（〔期間中の〕非行）

第 62 条 a　①　仮釈放された者が観察期間中に犯行をし、かつ、対処されなければならない危険の継続がその行為により示されているとき、再犯の処断に関して管轄を有する裁判所は、執行機関への聴聞に基づいて、次の各号における措置を命じることができる。

a. 再収容。

b. 現処分の終了に加え、さらなる要件が充足されている限度での新たな処分。又は、

c. 現処分の終了に加え、さらなる要件が充足されている限度での新たな自由刑の執行。

②　再犯を根拠として、自由刑の実刑のための要件が充足され、かつ、当該自由刑が処分のために猶予されていた自由刑と競合するとき、裁判所は、第 49 条を適用することにより、全体刑を言い渡す。

③　仮釈放された者の観察期間中の態度から、この者が第 64 条第 1 項において規定される犯罪行為をすることが深刻に予測されるとき、処分を命じた裁判所は、執行機関の申請に基づいて、再収容を命ずることができる。

④　再収容は、第 59 条の処分において 5 年、第 60 条及び第 61 条の処分において 2 年を最長とする。

⑤　裁判所は、再収容又は新たな処分を行わない場合、次の各号における措置を行うことができる。

a. 仮釈放された者に対して戒告すること。

b. 通院治療又は保護観察を命じること。

c. 仮釈放された者に対して指示を付与すること。並びに、

d. 第 59 条の処分において 1 年以上 5 年以下、第 60 条及び第 61 条の処分において 1 年以上 3 年以下の延長をすること。

⑥　仮釈放された者が保護観察に服することなく、又は指示を無視したとき、

第 95 条第 3 項から第 5 項までが適用される。

（確定的釈放）

第 62 条 b　①　仮釈放された者が観察期間の満了まで無事に経過したとき、この者を確定的に釈放する。

②　第 60 条及び第 61 条の処分における期間の上限に達し、かつ、仮釈放の要件が生じたとき、行為者を確定的に釈放する。

③　当該処分に伴う自由剝奪の期間が猶予された自由刑よりも短いとき、残刑を執行しない。

（処分の終了）

第 62 条 c　①　処分は、次の各号に該当する場合において、これを終了する。

a. 処分の実施若しくは続行に奏功が見込めない場合。

b. 第 60 条及び第 61 条の処分における期間の上限に達し、かつ、仮釈放の要件が生じない場合。又は、

c. 適切な処分執行施設が存在しない場合若しくは存在しなくなった場合。

②　当該処分に伴う自由剝奪の期間が猶予された自由刑よりも短いとき、残刑を執行する。残刑に関しては、仮釈放又は自由刑の執行猶予に関する要件が存在するとき、その執行を猶予しなければならない。

③　他の処分により行為者の状態に関連して重罪及び軽罪の再犯をする危険への対処が可能になると予測されるとき、裁判所は、刑の執行に代えて他の処分を命ずることができる。

④　第 64 条第 1 項に定められた犯罪行為に依拠して命じられた処分を終了する際、行為者において、それらの種類の犯罪行為をすることが深刻に予測されるとき、処分を命じた裁判所は、執行機関の申請に基づいて、保安監置を命ずることができる。

⑤　所轄機関が処分の終了に際して、成年保護[3)]に付す処分を適当と思料するとき、これを成年保護機関に通知する。

⑥　裁判所は、別の入院治療処分の方が行為者の状態と関連して重罪及び軽罪の再犯をする危険について、明らかに、より良く対処しうるとき、現処分の執行前又は執行中に、これを終了し、それに代えて新たな処分を命じることができる。

（釈放及び終了に関する審査）

第 62 条 d　①　所轄機関は、行為者の処分執行からの仮釈放又は処分の終了に関して、申請に基づいて、又は職権で、その当否及びその時期の審査を行う。当該機関は、少なくとも 1 年に 1 回、これについての審査を行う。当該機関は、事前に処分を受けた者を聴聞し、執行施設長の報告を受けるものとする。

②　行為者が第 64 条第 1 項において規定される行為をしたとき、所轄機関は、独立した専門家の鑑定に依拠して、かつ、刑事訴追機関、執行機関及び精神病院の代表者から成る委員会における聴聞を経た後、判断を行う。専門家及び精神病院の代表者は、行為者を治療したこともなく、又はその他の方法により担当したこともない者でなければならない。

（3. 通院治療。要件及び執行）

第 63 条　①　行為者が重篤な精神障害に罹患し、又は嗜癖物若しくはその他の方法による依存症であり、次の各号に該当する場合において、裁判所は、行為者に入院治療ではなく、通院治療を命じることができる。

a. そのような状態に関連して行為者が刑罰により禁止された犯行をした場合、かつ、

b. 行為者の状態に関連する再犯の危険について、通院治療により対処できると予測される場合。

3）スイス民法では 2013 年 1 月 1 日に施行された改正法以降、「Vormundschaftrecht（後見法）」から「Kindes- und Erwachsenenschutzrecht（児童・成年保護法）」への移行が図られている。

② 裁判所は、治療方法を勘案して、同時に言い渡された自由刑の実刑、執行猶予の取消しにより執行可能となった自由刑、及び再収容により執行可能となった残刑の執行を通院治療のために猶予することができる。裁判所は、治療期間中に保護観察を命じ、指示を付与することができる。

③ 通院治療への導入のために要請されるとき、所轄機関は、行為者のために一時的な入院治療を用いることができる。入院治療は、通算して、2 月を超えてはならない。

④ 通院治療は、原則として、5 年を超えてはならない。期間の上限に達した際、精神障害に関連して重罪及び軽罪の再犯をする危険に対処するため、通院治療の続行が必要不可欠であると認められるとき、執行機関の申請に基づいて、その都度、1 年以上 5 年以下の延長を裁判所は命じることができる。

（処分の終了）

第 63 条 a ① 所轄機関は、少なくとも 1 年に 1 回、通院治療の続行又は終了について審査を行う。当該機関は、事前に行為者を聴聞し、かつ、治療担当者の報告を受けるものとする。

② 通院治療は、次の各号に該当する場合において、所轄機関がこれを終了する。

a. 治療が奏功して完了した場合。

b. 治療の続行に効果が見込めない場合。又は、

c. アルコール、麻薬若しくは薬物依存症の治療に関する法定期間の上限に達した場合。

③ 行為者が通院治療中に犯行をし、かつ、そのことによって、このような治療により行為者の状態に関連して再犯をする危険を予め回避しえないことが示されているとき、奏功が認められない通院治療は、再犯の処断に関して管轄を有する裁判所がこれを終了する。

④ 行為者が保護観察に服することなく、又は指示を無視したとき、第 95 条第 3 項から第 5 項までが適用される。

（猶予された自由刑の執行）

第 63 条 b　①　通院治療が奏功して完了したとき、猶予された自由刑は、これを執行しない。

②　治療続行に奏功が見込めないこと（第 63 条 a 第 2 項第 b 号）、法定期間の上限に達したこと（第 63 条 a 第 2 項第 c 号）又は奏功が認められなかったこと（第 63 条 a 第 3 項）を理由に通院治療が終了されたとき、猶予されていた自由刑は執行されなければならない。

③　自由な状態での通院治療が第三者に対して危険であると思われるとき、猶予されていた自由刑を執行し、その自由刑の執行中に通院治療を続行する。

④　裁判所は、刑期に算入するべき通院治療に伴う自由剝奪期間の範囲を決定する。残刑に関して、仮釈放又は執行猶予の要件を充足するとき、裁判所は、その執行を猶予する。

⑤　裁判所は、第 59 条から第 61 条までの入院治療処分の方が行為者の状態に関連して重罪及び軽罪の再犯をする危険に対処しうるとき、刑罰の執行に代えて、それらの処分を命じることができる。

（4. 保安監置。要件及び執行）

第 64 条　①　行為者が謀殺罪、故意の単純殺人罪、重傷害罪、強姦罪、強盗罪、人質奪取罪、放火罪、生命に危険を及ぼす罪を犯し、又は他人の身体的、精神的若しくは性的不可侵性に重大な損害を与え、若しくは損害を与えようとするその他の行為を犯したことにより、長期 5 年若しくはそれ以上の刑を科しうるとき、次の各号に該当する場合において、裁判所は、保安監置処分を命じる。

a. 行為者の人格的特性、行為事情及びその全体的な生活事情に基づいて、行為者が同種の再犯をすることが深刻に予測される場合。又は、

b. 当該行為との関連性を有する著しく重篤で継続的若しくは長期にわたる精神障害に基づいて、行為者が同種の再犯をし、かつ、第 59 条による処分を命じることでは奏功が見込まれないことも深刻に予測され

る場合。

①の 2　行為者が謀殺罪、故意の単純殺人罪、重傷害罪、強盗罪、強姦罪、性的強要罪、逮捕監禁罪、人質奪取罪、人身売買罪、集団虐殺罪、人道に対する罪又は戦争犯罪（第 12 章の 3）を犯し、次の全要件を充足する場合において、裁判所は、無期保安監置を命じる。

a. 行為者が他人の身体的、精神的又は性的不可侵性に特に重大な損害を与え、若しくは損害を与えようとしたとき、

b. 行為者において、再犯をする高度の蓋然性が現存するとき、

c. 行為者において、治療による奏功が長期間にわたり見込まれないことから、持続的に治療可能性がないと評価されるとき。

②　自由刑の執行は、保安監置に先行する。自由刑からの仮釈放に関する規定（第 86 条から第 88 条まで）は、適用されない。

③　自由刑の執行中において、すでに行為者を解放して観察に付することは問題がないと予測されうるとき、最短で自由刑においては刑期の 3 分の 2、又は無期刑においては 15 年が経過した時点で、自由刑からの仮釈放を裁判所は命じる。保安監置を命じた裁判所が管轄を有する。その他のとき、第 64 条 a が適用される。

④　保安監置は、処分執行施設又は第 76 条第 2 項における刑事施設で執行する。公共の安全が保障されなければならない。行為者は、精神医学的な看護が必要不可欠なとき、それを受ける。

（終了及び釈放）

第 64 条 a　①　行為者を解放して観察に付することに問題がないと予測されうるとき、行為者は、直ちに第 64 条第 1 項による保安監置から仮釈放される。観察期間は、2 年以上 5 年以下とする。観察期間中、保護観察を命じ、指示を付与することができる。

②　仮釈放の期間経過後、第 64 条第 1 項において規定された再犯をする危険に対処するために、保護観察又は指示を継続することが必要不可欠と認めら

れるとき、裁判所は、執行機関の申請に基づいて、その都度、さらに 2 年以上 5 年以下の期間において、仮釈放を延長することができる。

③　仮釈放された者の観察期間中の態度から、その者が第 64 条第 1 項において規定された再犯をすることが深刻に予測されるとき、裁判所は、執行機関の申請に基づいて再収容を命ずる。

④　仮釈放された者が保護観察に服することなく、又は指示を無視したとき、第 95 条第 3 項から第 5 項までが適用される。

⑤　仮釈放された者が観察期間の満期まで無事に経過したとき、その者は、確定的に釈放される。

（釈放に関する審査）

第 64 条 b　①　所轄機関は、申請に基づいて、又は職権で次の各号に掲げる事項の審査を行う。

a. 少なくとも 1 年に 1 回。ただし、第 1 回目は、2 年経過後に、行為者の保安監置からの仮釈放の当否及びその時期（第 64 条 a 第 1 項）。

b. 少なくとも 2 年に 1 回。ただし、第 1 回目は、保安監置の前に、入院治療処分の要件及び管轄の裁判所における適切な申請の有無（第 65 条第 1 項）。

②　所轄機関における第 1 項の審査は、次の各号で掲げられたものに依拠して実施される。

a. 刑事施設の長による報告、

b. 第 56 条第 4 項において規定される独立した専門家による鑑定、

c. 第 62 条 d 第 2 項による委員会における聴聞、

d. 行為者における聴聞。

（無期保安監置からの釈放に関する審査及び仮釈放）

第 64 条 c　①　第 64 条第 1 項の 2 による無期保安監置に関して、新たな科学的知見により当該行為者がもはや公共に危険を及ぼさないとして治療可能な

状態にあることを予測できるか否かを、所轄機関は、申請に基づいて、又は職権で審査する。当該機関は、無期保安監置対象犯罪者の治療可能性の判断に関する連邦専門家委員会の報告書に依拠して、その決定を行う。

② 所轄機関が当該行為者において治療可能であるとの結論に達したとき、当該機関は、その者に治療を実施する。そのような治療は、閉鎖的施設内において実施される。第 3 項により無期保安監置が終了するまで無期保安監置の執行に関する規定が適用される。

③ 行為者の危険性が著しく減弱しており、かつ、その者が公共に危険を及ぼさないほどに鎮静化されうることが治療において明らかになったとき、裁判所は、無期保安監置を終了し、閉鎖的施設内における第 59 条から第 61 条までの治療処分を命じる。

④ 行為者が高齢、重篤な病気又はその他の理由により、もはや公共に危険を及ぼすものではないとき、裁判所は、当該行為者に対し、無期保安監置からの仮釈放を命じることができる。この仮釈放は、第 64 条 a に従う。

⑤ 無期保安監置の終了及び仮釈放に関しては、無期保安監置を命じた裁判所が管轄を有する。裁判所は、その行為者を治療したこともなく、かつ、その他の方法により担当したこともない少なくとも 2 名の熟練した互いに独立の専門家による鑑定に依拠するものとする。

⑥ 第 1 項及び第 2 項は、無期保安監置に先行する自由刑の執行中においても適用される。無期保安監置は、最短で自由刑においては刑期の 3 分の 2、又は無期刑においては 15 年が経過した時点で、第 3 項に従って終了される。

（5. 制裁の変更）

第 65 条 ① 自由刑又は第 64 条第 1 項による保安監置の執行前又は執行中、判決を受けた者において入院治療処分の要件が生じたとき、裁判所は、この処分を事後的に命じることができる。この命令に関しては、刑罰又は保安監置を命じた裁判所が管轄を有する。残刑の執行は、これを猶予する。

② 自由刑の執行中、判決を受けた者において、新たな事実又は証拠により、

保安監置の要件が現存し、かつ、すでに判決の時点で、それが存在しながらも、裁判所により認識されていなかったことが判明したとき、裁判所は、保安監置を事後的に命じることができる。管轄及び手続に関しては、再審に関する規定を準用する。

第2款　その他の処分

（1. 謹慎保証金）

第66条　①　ある者が重罪若しくは軽罪を犯す危険をもって脅迫し、その危険が現存するとき、又は重罪若しくは軽罪を理由に刑を受けた者が当該行為を反復する特定の意図を明示しているとき、裁判所は、脅迫された者の申請に応じて、脅迫者に対し、当該犯罪を行わないことを約束させ、そのために適切な保証金を給付させることができる。

②　その脅迫者が約束を拒否し、又は悪意により特定の期間内に保証金を給付しないとき、裁判所は、謹慎保証金のための拘禁処分により、保証金の約束又は給付を強制することができる。謹慎保証金のための拘禁処分は、2月を超えてはならない。それは、短期自由刑と同様に執行する（第79条）。

③　その脅迫者が保証金を給付した後、2年以内に重罪又は軽罪を犯したとき、その保証金は、国庫に帰属する。その他の場合において、保証金は、これを返還する。

（1a. 国外退去処分。a. 必要的国外退去処分）

第66条a　①　裁判所は、次の各号における行為により有罪判決を言い渡された外国人を5年から15年の期間、その刑の上限に応じてスイス国外に追放する。

a. 故意の単純殺人罪（第111条）、謀殺罪（第112条）、故殺罪（第113条）、自殺の誘導及び介助罪[4]（第115条）、可罰的妊娠中絶罪（第118条第1項及び第2項）。

b. 重傷害罪（第122条）、女性器の切除罪（第124条第1項）、遺棄罪（第

127 条）、生命の危殆化罪（第 129 条）、攻撃罪（第 134 条）。

c. 加重横領罪（第 138 条第 2 号）、加重窃盗罪（第 139 条第 2 号及び第 3 号）、強盗罪（第 140 条）、営利業としての詐欺罪（第 146 条第 2 項）、データ処理設備の営利業としての詐欺的濫用（第 147 条第 2 項）、営利業としての小切手及びクレジットカードの濫用罪（第 148 条第 2 項）、加重恐喝罪（第 156 条第 2 号から第 4 号まで）、営利業としての暴利罪（第 157 条第 2 号）、営利業としての盗品等収得罪（第 160 条第 2 号）。

d. 家屋の平穏を侵害する罪（第 186 条）を伴う窃盗罪（第 139 条）。

e. 社会保険又は社会扶助の領域において、社会保険又は社会扶助の不正給付（第 148 条 a 第 1 項）を伴う詐欺罪（第 146 条第 1 項）。

f. 刑の上限が 1 年又はそれ以上の自由刑に科される公法的手数料に関する詐欺罪（第 146 条第 1 項）、給付詐欺及び手数料詐欺罪（1974 年 3 月 22 日付の行政刑法に関する連邦法第 14 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項）若しくは租税詐欺罪、源泉課税の横領罪又はその他の犯罪行為。

g. 強制的婚姻、強制的登録パートナー罪（第 181 条 a）、人身売買罪（第 182 条）、自由強奪及び誘拐罪（第 183 条）、加重自由強奪及び誘拐罪（第 184 条）、人質奪取罪（第 185 条）。

h. 児童との性的行為罪（第 187 条第 1 号）、性的強要罪（第 189 条）、強姦罪（190 条）、凌辱罪（第 191 条）、売春促進罪（第 195 条）、ポルノグラフィー罪（第 197 条第 4 項第 2 文）。

i. 放火罪（第 221 条第 1 項及び第 2 項）、故意の爆発惹起罪（第 223 条第 2 号第 1 段）、重罪の意図における爆発物及び有毒ガスによる危殆化罪（第 224 条第 1 項）、重罪の意図のない故意の危殆化罪（第 225 条第 1 項）、爆発物及び有毒ガスの製造、隠匿、伝授罪（第 226 条）、核エネルギー、放射能及び電離放射線による危殆化罪（第 226 条の 2）、可罰的予備罪

4）第 115 条の Beihife は、第 25 条、第 105 条第 2 項、第 150 条の 2 第 2 項、第 293 条、第 329 条における Gehilfenschaft（幇助）と意味内容が異なることから「幇助」ではなく「介助」とした。

（第 226 条の 3）、故意の溢水又は崩壊惹起罪（第 227 条第 1 号第 1 段）、故意の電気設備、治水工作物及び災害予防設備の毀損罪（第 228 条第 1 号第 1 段）。

j. 故意の遺伝子改変生物又は病的生物による危殆化罪（第 230 条の 3 第 1 項）、故意の人間における疾病伝播罪（第 231 条第 1 号）、故意の飲料水汚染罪（第 234 条第 1 項）。

k. 加重公的交通妨害罪（第 237 条第 1 号第 2 段）、故意の鉄道交通妨害罪（第 238 条第 1 項）。

l. 可罰的予備罪（第 260 条の 2 第 1 項及び第 3 項）、犯罪組織関与又は支援罪（第 260 条の 3）、武器による公的治安の危殆化罪（第 260 条の 4）、テロリズム資金調達罪（第 260 条の 5）。

m. 集団虐殺罪（第 264 条）、人道に対する罪（第 264 条 a）、1949 年 8 月 12 日付のジュネーブ条約の重大な違反罪（第 264 条 c）、その他の戦争犯罪（第 264 条 d から第 264 条 h まで）。

n. 2005 年 12 月 16 日付の外国人法第 116 条第 3 項又は第 118 条第 3 項に対する故意の違反行為。

o. 1951 年 10 月 3 日付の麻薬法第 19 条第 2 項又は第 20 条第 2 項に対する違反行為。

② 国外退去処分が当該外国人にとって個人的に重大な社会的不公正の事例となり、かつ、スイス滞在による外国人の個人的な利益に対して、国外退去処分による公的利益が優越しないとき、裁判所は、例外的に当該処分を行わないことができる。その際、スイスで出生し、成長した外国人に関して、その特別な状況が考慮されなければならない。

③ 上記行為が免責可能な防衛（第 16 条第 1 項）又は免責可能な緊急避難（第 18 条第 1 項）として実施されたとき、国外退去処分を行わないこともできる。

（b. 任意的国外退去処分）

第 66 条 a の 2 外国人が第 66 条 a により規定されていない重罪若しくは軽罪

により、有罪判決を言い渡され、又は第 59 条から第 61 条まで若しくは第 64 条の処分を命じられたとき、裁判所は、3 年から 5 年の期間、国外退去処分を行うことができる。

（c. 共通規定。再犯事例）

第 66 条 b ① 国外退去処分を命じられた者が当該命令後、第 66 条 a による国外退去処分の要件を満たす再犯をしたとき、新たな国外退去処分は、20 年の期間にわたり言い渡されなければならない。

② 判決を言い渡された者において、従前の行為により言い渡された国外退去処分が尚も有効である間に再犯がなされたとき、国外退去処分は、無期にわたり言い渡すこともできる。

（d. 執行時期）

第 66 条 c ① 国外退去処分は、判決の確定により効力を生じる。

② 国外退去処分の執行以前において、実刑又は刑の一部及び自由剝奪的処分は、実施されなければならない。

③ 判決を言い渡された者が刑若しくは処分の執行から一部若しくは確定的に釈放され次第、又は残刑が執行されることもなく、若しくはその他の処分も命じられていないことから自由剝奪的処分が終了され次第、直ちに国外退去処分は執行されなければならない。

④ 国外退去処分に付された者が刑罰及び処分のため出身国に移送されたとき、国外退去処分は、当該移送をもって執行されたものとみなす。

⑤ 国外退去処分の期間は、判決を言い渡された者がスイスから出国する当日も算入する。

（e. 必要的国外退去処分の執行猶予）

第 66 条 d ① 第 66 条 a による必要的国外退去処分の執行は、次の各号に該当するときにのみ、猶予することができる。

a. 該当者がスイスにより認定された難民であり、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団への帰属又は政治的見解のために、その者の生命又は自由が国外退去処分により危険にさらされる場合。ただし、1998 年 6 月 26 日付の難民法第 5 条第 2 項による強制送還禁止を援用することができない難民は除外される。

b. その他、国際法上の強行規定に抵触する場合。

② 当該判断に際して、1998 年 6 月 26 日付の難民法第 6 条 a に従って連邦参事会が安全であると評価する国家に対して国外追放することは、連邦憲法第 25 条第 2 項及び第 3 項に抵触しないという推定に各カントンの管轄官庁は依拠しなければならない。

（2. 職業禁止、接触禁止及び一定区域立入禁止。a. 職業禁止、要件。）

第 67 条 ① ある者が職業活動又は組織的な職業外活動の遂行において重罪又は軽罪を犯し、それに関して 6 月を超える自由刑、180 日分を超える罰金刑が言い渡され、かつ、重罪又は軽罪の再犯をすることに関連して、その活動を濫用する危険が現存するとき、裁判所は、その者に当該活動又はそれに相当する活動の全部又は一部を 6 月以上 5 年以下の期間、禁止することができる。

【2018 年 1 月 1 日以降】

① ある者が職業活動又は組織的な職業外活動の遂行において重罪又は軽罪を犯し、それに関して 6 月を超える自由刑が言い渡され、かつ、重罪又は軽罪の再犯をすることに関連して、その活動を濫用する危険が現存するとき、裁判所は、その者に当該活動又はそれに相当する活動の全部又は一部を 6 月以上 5 年以下の期間、禁止することができる。

② ある者が未成年又はその他の特に保護を要する者に対して重罪又は軽罪を犯し、かつ、未成年者又はその他の特に保護を要する者との定期的な接触を含む職業活動又は組織的な職業外活動の遂行において、そのような種類の犯罪を行う危険が現存するとき、裁判所は、その者に当該活動を 1 年以上 10

年以下の期間、禁止することができる。

③　ある者が次の各号における犯罪行為により、6 月を超える自由刑、180 日分を超える罰金刑又は第 59 条から第 61 条まで若しくは第 64 条の処分に関する判決を言い渡されたとき、裁判所は、未成年者との定期的な接触を含む全ての職業活動及び全ての組織的な職業外活動を 10 年の期間、禁止することができる。

【2018 年 1 月 1 日以降】

③　ある者が次の各号における犯罪行為により、6 月を超える自由刑又は第 59 条から第 61 条まで若しくは第 64 条の処分に関する判決を言い渡されたとき、裁判所は、未成年者との定期的な接触を含む全ての職業活動及び全ての組織的な職業外活動を 10 年の期間、禁止することができる。

a. 人身売買罪（第 182 条）、性的強要罪（第 189 条）、強姦罪（第 190 条）、凌辱罪（第 191 条）、施設内被保護者、受刑者、刑事手続対象者に対する性的行為罪（第 192 条）、困窮状態の悪用罪（第 193 条）又は売春促進罪（第 195 条）。ただし、その者が未成年者に対して、犯行をした場合に限る。

b. 児童との性的行為罪（第 187 条）又は依存関係にある者との性的行為罪（第 188 条）。

c. 加重ポルノグラフィー罪（第 197 条第 3 号）。ただし、客体又は表現が未成年者との性的行為を内容とする場合に限る。

④　ある者が特に保護を要する成年の被害者に対して次に掲げる犯罪を行ったことにより、6 月を超える自由刑、180 日分を超える罰金刑又は第 59 条から第 61 条まで若しくは第 64 条の処分に関する判決が言い渡されたとき、裁判所は、特に保護を要する成年との定期的な接触を含む全ての職業活動及び全ての組織的な職業外活動を 10 年の期間、禁止することができる。人身売買罪（第 182 条）、性的強要罪（第 189 条）、強姦罪（第 190 条）、凌辱罪（第 191 条）、施設内被保護者、受刑者、刑事手続対象者に対する性的行為罪（第 192 条）、困窮状態の悪用罪（第 193 条）又は売春促進罪（第 195 条）。

【2018 年 1 月 1 日以降】

④　ある者が特に保護を要する成年の被害者に対して次に掲げる犯罪を行ったことにより、6 月を超える自由刑又は第 59 条から第 61 条まで若しくは第 64 条の処分に関する判決を言い渡されたとき、裁判所は、特に保護を要する成年者との定期的な接触を含む全ての職業活動及び全ての組織的な職業外活動を 10 年の期間、禁止することができる。人身売買罪（第 182 条）、性的強要罪（第 189 条）、強姦罪（第 190 条）、凌辱罪（第 191 条）、施設内被保護者、受刑者、刑事手続対象者に対する性的行為罪（第 192 条）、困窮状態の悪用罪（第 193 条）又は売春促進罪（第 195 条）。

⑤　行為者が同一手続内で複数の犯行により、1 個の刑罰又は処分の言渡しを受けたとき、裁判所は、その刑罰において、どの部分又はどの処分が職業禁止を理由づける犯行に関連するかを確定する。この刑罰部分、処分及び犯行が第 1 項、第 2 項、第 3 項又は第 4 項による職業禁止が言い渡されるかどうかの基準となる。複数の関連する犯行についての刑罰部分は合算される。裁判所は、複数の職業禁止を言い渡すことができる。

⑥　裁判所は、犯罪者が危険ではないことを保証するために 10 年という期間が十分ではないと予測されるとき、第 2 項、第 3 項及び第 4 項による禁止を無期において言い渡すことができる。当該犯罪者において、その禁止の契機とされたような重罪及び軽罪を回避するために必要不可欠なとき、裁判所は、執行機関の要請に応じて、第 2 項、第 3 項及び第 4 項による有期の禁止を最長 5 年間まで、その都度、延長することができる。

⑦　裁判所は、禁止の期間において、保護観察を命じることができる。第 3 項及び第 4 項による犯行を理由として禁止が言い渡されるとき、裁判所は、常に保護観察を命じる。

（内容及び範囲）

第 67 条 a　①　本業若しくは副業又は同様の営業又は取引の遂行における活動は、第 67 条において規定される職業活動とみなされる。営利目的を有し

ない団体若しくは営利目的を第一としない団体又はその他の組織の枠組み内で遂行される活動は、組織的な職業外活動とみなされる。

② 第 67 条による職業禁止は、ある行為者が自営で、法人若しくは営利会社の機関として遂行する活動、他の者から委任を受けた者若しくは代理人として遂行する活動又はその者の指示に従属する人物により遂行される職業活動に及ぶ。

③ 行為者が上司又は監督者の指示及び管理の下であっても、犯罪をするために職業活動を濫用する危険が現存するとき、行為者の当該職業活動は完全に禁止されなければならない。

④ 第 67 条第 3 項及び第 4 項による禁止は、常に全ての職業活動に及ぶ。

（b. 接触禁止及び一定区域立入禁止）

第 67 条 b ① ある者が一人以上の特定の人物に対して、又は特定の団体に属する人物に対して、重罪又は軽罪を犯し、かつ、かかる人物に接触する際、その行為者が重罪又は軽罪の再犯をする危険が現存するとき、裁判所は、5 年以下の期間で接触禁止及び一定区域立入禁止を言い渡すことができる。

② 接触禁止及び一定区域立入禁止に伴い、裁判所は、次の各号に掲げる行為を禁止できる。

a. 一人以上の特定の人物に対して、又は特定の団体に属する人物に対して、直接的又は第三者を介して、特に電話、書面又は電子的な方法により連絡を求めること、その者を雇用すること、住居を提供すること、教育すること、監視すること、世話すること又はその他の方法により、その者と交際すること。

b. 特定の人物に接触すること又はその者の居住地における特定の半径内にとどまること。

c. 特定の場所、特に特定の街路、広場又は地区にとどまること。

③ 禁止の執行のために、所轄機関は、当該行為者に固定的に接続される技術工学的機器を使用することができる。この機器は、特に行為者の現在地を確

定するように設計することができる。

④　裁判所は、禁止の期間中、保護観察を命じることができる。

⑤　当該行為者が未成年者又はその他の特に保護を要する者に対し、重罪又は軽罪の再犯をすることに関して、その回避に必要不可欠なとき、裁判所は、執行機関の要請に応じて、禁止を最長 5 年の期間まで、その都度、延長することができる。

（c. 共通規定。禁止の執行）

第 67 条 c　①　職業禁止は、判決が確定効を有した日から有効となる。

②　自由刑又は自由剝奪処分（第 59 条から第 61 条まで及び第 64 条）の執行期間は、禁止期間に算入されない。

③　行為者が命じられた観察期間を無事に経過せず、執行猶予に付されていた自由刑が執行され、又は刑罰若しくは処分への再収容が命じられたとき、禁止期間は、その者が仮釈放された日若しくは確定的に釈放された日又は制裁が終了した日若しくは制裁が免除された日より計算する。

④　行為者が命ぜられた観察期間を無事に経過したとき、所轄機関は、内容的若しくは時間的削減化に関して、又は第 67 条第 1 項若しくは第 67 条 b による職業禁止の終了に関して決定を下す。

⑤　行為者は、次の各号に該当する場合において、所轄機関に対し、内容的若しくは時間的削減化又は禁止の終了を要請することができる。

a.　第 67 条第 1 項又は第 67 条 b による禁止の場合、2 年の執行経過後。

b.　第 67 条第 2 項による有期禁止の場合、禁止期間の半分経過後。ただし、少なくとも 3 年の執行経過後。

c.　第 67 条第 3 項又は第 4 項による有期禁止の場合、5 年の執行経過後。

d.　第 67 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項による無期禁止の場合、10 年の執行経過後。

⑥　行為者が重罪又は軽罪の再犯をすることにおいて、その活動を濫用するおそれがなくなり、又は特定の人物若しくは特定の団体に属する人物に対して

接触する際に重罪若しくは軽罪の再犯をするおそれがなくなり、その行為者に由来する損害が予測できる範囲内で賠償されている場合において、所轄機関は、第 4 項又は第 5 項の事情があるとき、職業禁止を終了する。

⑦　判決を言い渡された者が職業禁止若しくは接触禁止及び一定区域立入禁止を無視したとき又はそれに伴う保護観察に服することがないとき、若しくはそれが実行可能ではないとき若しくはそれ以上必要ではないとき、所轄機関は、裁判所又は執行機関に対して、その旨を報告する。裁判所又は執行機関は、保護観察を終了するか、又は改めて命じることができる。

⑧　判決を言い渡された者が観察期間中、保護観察に服さないとき、第 95 条第 4 項及び第 5 項が適用される。

⑨　判決を言い渡された者が職業禁止又は接触禁止及び一定区域立入禁止を無視したとき、第 294 条及び刑の執行猶予又は刑の猶予部分の取消しに関する規定並びに刑及び処分執行への再収容に関する規定が適用される。

【2018 年 1 月 1 日以降】
⑨　（イタリア語版法文のみに該当する更正）

（禁止の変更又は禁止の事後的命令）

第 67 条 d　①　職業禁止又は接触禁止及び一定区域立入禁止の執行中、行為者において禁止を拡張するための要件又はそのような禁止を追加するための要件が判明したとき、裁判所は、執行機関の要請に応じて、事後的に禁止を拡張し、又は追加的な禁止を命じることができる。

②　自由刑又は自由剝奪処分の執行中、行為者において第 67 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 67 条 b による禁止のための要件が判明したとき、裁判所は、執行機関の要請に応じて、事後的に当該禁止を命じることができる。

（3. 運転禁止）

第 67 条 e　行為者が重罪又は軽罪を犯すことに関して自動車を使用し、かつ、再犯をする危険が現存するとき、裁判所は、刑罰又は第 59 条から第 64 条ま

での処分に加えて、1月以上5年以下の期間、仮運転免許証又は運転免許証の剝奪を命じることができる。

（4. 判決の公表）

第68条　①　有罪判決の公表が公共の利益、被害者又は告訴権者の利益に適うとき、裁判所は、有罪判決を受けた者の負担において、これを命じる。

②　無罪判決又は刑事訴追機関による手続打切りの公表が公共の利益、無罪判決を受けた者又は手続打切りを受けた者の利益に適うとき、裁判所は、国庫又は被害申告者の負担において、これを命じる。

③　被害者、告訴権者、無罪判決を受けた者又は手続打切りを受けた者の利益となる公表は、その申請に基づいてのみ実施される。

④　裁判所は、公表の方法及び範囲を設定する。

（5. 没収。a. 保安処分的没収）

第69条　①　裁判所は、特定の人物の可罰性を考慮することなく、犯罪行為の用に供された物若しくは用に供しようとした物又は犯罪行為によって生じた物が人の安全、風俗又は公共の秩序を危険にさらすとき、これを没収することができる。

②　裁判所は、没収物の使用不可能化又はその破棄を命じることができる。

（b. 財産の没収。原則）

第70条　①　犯罪行為によって獲得された財産又は犯罪行為を教唆し、若しくはこれに報酬を与えるために供される予定であった財産に関して、裁判所は、当該財産が合法的状態へと原状回復するため被害者に交付されないときに限り、これを没収することができる。

②　第三者が没収の根拠となる事実を知らずに財産を獲得しているとき、かつ、第三者が当該財産に対して同価値の反対給付をしており、又は没収が第三者に対して過度な不利益となるとき、没収は行わない。

③　没収は、7 年で時効が完成する。ただし、犯罪行為の訴追に関する時効期間が 7 年を超えるとき、この期間は、没収にも適用する。

④　没収は、官庁により公示されなければならない。被害者又は第三者の請求権は、官庁の公示後、5 年の経過により失効する。

⑤　没収するべき財産の範囲が明確でないとき又はその確定のために過度な費用を要するとき、裁判所は、これを査定することができる。

（追徴）

第 71 条　①　没収されるべき財産がもはや存在しないとき、裁判所は、国家による追徴を相当額において言い渡す。ただし、第 70 条第 2 項によって排除されていない限りで、これを第三者に対して言い渡すことができる。

②　裁判所は、追徴が補塡されないと予測されるとき又は対象者の社会復帰を深刻に妨げるとき、全部又は一部において、これを行わないことができる。

③　捜査機関は、追徴の実施を考慮して、対象者の財産を差し押さえることができる。この差押えは、追徴を強制執行するに際して、国家のための優先権を根拠づけるものではない。

（犯罪組織における財産の没収）

第 72 条　裁判所は、犯罪組織が処分権を有する全ての財産を没収することができる。犯罪組織に関与した者又はこれを支援した者（第 260 条の 3）の財産は、反証されるまで当該組織が処分権を有するものと推定する。

（6. 被害者のための支給金）

第 73 条　①　ある者が保険では補塡されない損害を重罪又は軽罪によって被り、かつ、行為者がその損害を賠償しないことが予測されるとき、裁判所は、被害者の請求に基づいて、裁判又は和解により確定された損害賠償額の上限まで、次の各号における項目を被害者に受給させる。

a.　判決を言い渡された者が支払った罰金又は科料。

b. 没収された物及び財産又はその換価費用控除後の国家における売却収入。

c. 追徴。

d. 謹慎保証金の金額。

② 裁判所は、その賠償請求権に相当する部分を被害者が国家に譲渡するときに限り、被害者のための支給金の給付を命ずることができる。

③ 各カントンは、その受給が当該刑事判決内だけでは不可能なときに備えて、簡易かつ迅速な手続を設けるものとする。

第 4 章　自由刑及び自由剝奪処分の執行

（1. 執行上の諸原則）

第 74 条　受刑者又は被収容者における人間の尊厳は、尊重されなければならない。それらの者の諸権利は、自由剝奪及び執行施設における共同生活に必要な限りでのみ、制限することが許される。

（2. 自由刑の執行。原則）

第 75 条　① 刑の執行は、受刑者の社会的態度、特に犯罪行為をしない生活を送る能力を促進するものでなければならない。刑の執行は、可能な限り一般的な生活事情に適合的であり、受刑者の世話を保障し、自由剝奪の有害な影響を抑止し、かつ、一般市民、行刑職員及び他の受刑者の安全を適切に配慮するものでなければならない。

② （削除）

③ 施設規則は、受刑者と共同して執行計画が作成されることを考慮に入れる。執行計画は、特に提供される世話、労働並びに職業訓練及び継続的教育の可能性、損害回復、外部交通及び釈放の準備に関する記載を内容とする。

④ 受刑者は、社会復帰への努力及び釈放準備に向けて積極的に関与しなければならない。

⑤ 受刑者における性別特有の関心及び必要性は、これを配慮しなければなら

ない。

⑥　受刑者が仮釈放又は確定的に釈放されるとき、かつ、その釈放に際して、自由刑を更に執行可能とする内容の判決が下されていたことが事後的に判明したとき、次の各号に該当する場合において、自由刑の執行を見合わせなければならない。

a. 当該自由刑が執行機関により主張される理由から、他の自由刑と併せて執行されない場合、

b. 釈放に際して、さらに自由刑を執行可能とする内容の判決が存在しないことにつき受刑者が善意の場合、かつ、

c. 執行により受刑者の再復帰に懸念が生じうる場合。

（特別な保安的対策）

第 75 条 a　①　第 62 条 d 第 2 項による委員会は、次の各号に該当する場合、開放的刑事施設への収容及び開放的処遇の許可に関して、行為者における公共への危険性を判断する。

a. その者が第 64 条第 1 項における犯罪を行っている場合、かつ、

b. その受刑者の公共への危険性に関する問題について、所轄機関が一義的に回答できない場合。

②　開放的処遇とは、自由剝奪中における緩和、特に開放的施設への移送、外泊の許可、施設外労働及び施設外居住の許可並びに仮釈放のことをいう。

③　受刑者が逃亡し、他人の身体的、精神的又は性的不可侵性に重大な損害を加える再犯の危険が現存するとき、公共への危険があるものとされなければならない。

（執行場所）

第 76 条　①　自由刑は、閉鎖的又は開放的刑事施設で執行される。

②　逃亡の危険が現存し、又は再犯をすることが予測されるとき、受刑者は、閉鎖的刑事施設又は開放的刑事施設の閉鎖区画に収容することができる。

（通常の執行）

第 77 条　受刑者は、原則として、労働時間、休息時間及び自由時間を施設内で過ごすものとする。

（施設外労働及び施設外居住）

第 77 条 a　①　受刑者が自由刑の一部として、原則、半分以上の刑期に服し、かつ、逃亡し、又は再犯をすることが予測されないとき、自由刑は、施設外労働の方式で執行する。

②　施設外労働において、受刑者は、施設外で労働し、休息時間及び自由時間は、施設内で過ごす。施設外労働への移行は、原則として、開放的施設又は閉鎖的施設の開放区画における服役が相当期間経過した後に実施する。家事及び育児も同様に施設外労働とみなす。

③　受刑者において施設外労働が無事に経過したとき、施設外居住かつ施設外労働の方式で刑の執行を行う。この場合において、受刑者は、行刑機関の監督下にありながら、施設外において居住かつ労働する。

（半拘禁）

第 77 条 b　逃亡し、又は再犯をすることが受刑者において予測されないとき、6 月以上 1 年以下の自由刑は、半拘禁の方式で執行する。この場合において、受刑者は、施設外で労働又は職業訓練を続行し、休息時間及び自由時間は、施設内で過ごす。この執行期間中、刑を受けた者には、必要不可欠な世話が保障されなければならない。

【2018 年 1 月 1 日以降】

（半拘禁）

第 77 条 b　①　刑を言い渡された者の申請に応じて、12 月未満の自由刑又は未決拘禁の算入後における 6 月未満の残刑期間は、次の各号に該当する場合、半拘禁の方式で執行することができる。

a. 逃亡し、又は再犯をすることが刑を言い渡された者において予測されない

場合、かつ、

b. 刑を言い渡された者が少なくとも週 20 時間にわたる標準的な労働、職業訓練又は雇用に従事する場合。

② 受刑者は、施設外で労働、職業訓練又は雇用を継続し、施設内で休息時間及び自由時間を過ごす。

③ 半拘禁は、刑を言い渡された者において必要不可欠な世話が保障されているとき、未決拘禁施設の特別な区画において実施することができる。

④ 刑を言い渡された者がもはや許可要件を充足していないとき、又は警告にもかかわらず、執行機関により設定された条件及び義務に適合しないように、その者が半拘禁を実施するとき、自由刑は、通常の方式で執行される。

（単独室拘禁）

第 78 条 他の受刑者から間断なく隔離される単独室拘禁は、次の各号に該当する場合にのみ、命じることが許される。

a. 1 週間を上限として、刑の開始に際し、かつ、執行の導入に関する場合。

b. 受刑者又は第三者の保護に関する場合。

c. 懲戒的制裁としての場合。

（短期自由刑の執行方式）

第 79 条 ① 6 月未満の自由刑及び未決拘禁の算入により 6 月未満となった残刑は、原則として、半拘禁の方式で執行する。

② 4 週を超えない自由刑は、申請に応じて日割りで執行することができる。この刑は、受刑者の休日及び祝日に当たる複数の執行期間に分割される。

③ 半拘禁及び日割りでの執行は、未決拘禁施設の特別な区画で執行することもできる。

【2018 年 1 月 1 日以降】

（短期自由刑の執行方式）

第 79 条　（削除）

（公益的労働）

第 79 条 a　①　逃亡し、又は再犯をすることが刑を言い渡された者において予測されないとき、その者の申請に応じて、次の各号に掲げる刑を公益的労働の方式で執行することができる。

a. 6 月以下の自由刑。

b. 未決拘禁の算入後に 6 月以下となった残刑。又は、

c. 罰金又は科料。

②　公益的労働は、代替自由刑の執行において適用されない。

③　公益的労働は、社会的施設、公益のための業務又は扶助を要する者の利益のために実施される。公益的労働は、無報酬である。

④　公益的労働 4 時間は、自由刑 1 日、罰金 1 日分又は違警罪における代替自由刑 1 日に相当する。

⑤　執行機関は、刑を言い渡された者に対し、公益的労働を行わなければならない期限を 2 年以下で設定する。科料を執行するための公益的労働に関して、その期限は 1 年以下とする。

⑥　刑を言い渡された者が警告にもかかわらず、公益的労働を執行機関により設定された条件及び義務に適合しないように実施する限り、又は期限内に実施しない限りで、通常の方式若しくは半拘禁の方式による自由刑又は罰金若しくは科料が執行される。

（電子監視）

第 79 条 b　①　執行機関は、刑を言い渡された者の申請により、次の各号に該当する場合、電子器具の使用及び刑を言い渡された者の身体への装着（電子監視）を命じることができる。

a. 20 日以上 12 月以下の自由刑又は代替自由刑を執行する場合。又は、

b. 3 月以上 12 月以下の施設外労働又は施設外居住に代替する場合。

② 執行機関は、次の各号に該当する場合に限り、電子監視を命じることができる。

a. 逃亡し、又は再犯をすることが刑を言い渡された者において予測されず、

b. 刑を言い渡された者が継続的な居住先を有しており、

c. 刑を言い渡された者が少なくとも週 20 時間にわたる標準的な労働、職業訓練若しくは雇用に従事しており、又はそのような仕事をその者に割り当てることができ、

d. 刑を言い渡された者と同居する成人が同意しており、かつ、

e. 刑を言い渡された者がその者のために作成された執行計画に同意している場合。

③ 第 2 項第 a 号、第 b 号若しくは第 c 号による要件がもはや充足されなくなったとき、又は刑を言い渡された者がその執行計画において規定された義務に違反したとき、執行機関は、電子監視の方式による執行を中止し、通常の方式若しくは半拘禁の方式による自由刑の執行を命じ、又は判決を言い渡された者に付与される自由時間を削減することができる。

（変則的な執行方式）

第 80 条 ① 次の各号に該当する場合において、受刑者の都合に応じて執行のために適用される規則を変更することが許される。

a. 受刑者の健康状態により必要な場合。

b. 妊娠、出産時及び出産後の近接する期間の場合。

c. 子供の利益にも適合する限りで母親と幼児が共同収容される場合。

② 刑事施設ではなく、適宜の施設において刑が執行されるとき、執行機関が特段の指示をしない限りで受刑者は、当該施設の諸規則に服する。

（労働）

第 81 条 ① 受刑者は、労働の義務を負う。労働は可能な限り、受刑者の能

力、職業訓練及び素質に適合するものでなければならない。

② 受刑者は、その同意により、民間の経営者に雇用されることができる。

（職業訓練及び継続的教育）

第 82 条 受刑者には、その適性に応じて、可能な限り、その能力に適した職業訓練及び継続的教育の機会が与えられなければならない。

（労働対価）

第 83 条 ① 受刑者は、その者の労働により、成果に応じ、かつ、状況に適した対価を受ける。

② 受刑者は、行刑の間、労働対価の一部のみ自由に処分することができる。その残りの部分は、釈放後のために積み立てられる。労働対価について、質権設定、仮差押えによる保全、破産財団への専属は許されない。労働対価の譲渡及びそれに対する質権設定は、全て無効である。

③ 受刑者は、執行計画において労働の代わりに予定されている職業訓練及び継続的教育に参加するとき、それに相当する補償を受ける。

（外部交通）

第 84 条 ① 受刑者は、面会を受け付け、施設外の者と連絡を取る権利を有する。親密な者との連絡は、その制限が緩和されなければならない。

② 連絡は、管理の下に置くことができ、刑事施設の秩序及び安全を保護するために制限又は禁止することができる。当事者の了解なく面会の監視が行われることは許されない。刑事訴追を確保するための刑事手続上の措置を妨げるものではない。

③ 聖職者、医師、弁護士、公証人及び後見人並びにこれらの者と同等の任務を有する者に、一般的な施設秩序内で受刑者との自由な接見交通を認めることができる。

④ 弁護人との連絡は、許されなければならない。弁護人の面会は、監視する

ことが許され、ただし、その会話が傍受されてはならない。その文通及び弁護士の書類の内容の点検は許されない。弁護士との連絡が濫用されたとき、所轄機関は、これを禁じることができる。

⑤　監督機関との接見交通は、これを管理してはならない。

⑥　外部交通を調整することに関して、釈放を準備することに関して、又は特段の適切な事情から、受刑者の態度が行刑に対立することなく、かつ、逃亡し、又は再犯をすることの危険が現存しない限り、その者に相当期間の外泊を与えなければならない。

⑥の 2　無期保安監置に処された犯罪者は、保安監置に先行する刑罰執行の期間中、外泊又はその他の開放的処遇が認められない。

⑦　領事関係に関する 1963 年 4 月 24 日付のウィーン条約第 36 条及びその他のスイスに対して法的拘束力を持つ国際法上の面会及び文書通信に関する諸規定の効力は妨げられない。

（管理及び検査）

第 85 条　①　受刑者の所持品及び居住場所は、刑事施設の秩序及び安全を確保するため、これを捜索することができる。

②　禁止物を携帯又は体内に秘匿している疑いのある受刑者に対して身体検査を実施することができる。これは同性の者により実施されなければならない。脱衣を伴うとき、他の受刑者の不在の中で実施されなければならない。体内の検査は、医師又はその他の医療に従事する職員により実施されなければならない。

（仮釈放。a. 許可）

第 86 条　①　受刑者が刑の 3 分の 2、ただし少なくとも 3 月にわたり服役した場合、その者の行刑中の態度が仮釈放を正当化し、その者において重罪又は軽罪の再犯をするであろうことが予測されないとき、所轄機関により仮釈放されなければならない。

② 所轄機関は、職権により、受刑者の仮釈放が可能かを審査する。所轄機関は、施設での生活態度に関して報告を受ける。受刑者は、聴聞されなければならない。

③ 仮釈放が拒否されたとき、所轄機関は、少なくとも 1 年に 1 回、改めて仮釈放の許可が付与できるかを検討しなければならない。

④ 受刑者が刑の半分、ただし少なくとも 3 月にわたり服役した場合、受刑者の身上において特段な事情が存することで仮釈放に正当な理由があるとき、その者を例外的に仮釈放することができる。

⑤ 無期自由刑の場合、第 1 項によるときは 15 年以上、第 4 項によるときは 10 年以上の刑期を終えた後、仮釈放することができる。

(b. 観察期間)

第 87 条 ① 仮釈放される者に対しては、残刑に相当する観察期間が設定される。ただし、観察期間は、最短で 1 年、最長で 5 年とする。

② 執行機関は、原則として、仮釈放の期間中、保護観察を命じる。執行機関は、仮釈放される者に対して、指示を付与することができる。

③ 第 64 条第 1 項の犯罪行為により言い渡された自由刑からの仮釈放が実施された場合、そのような種類の犯罪行為における再犯の危険に対応するために、観察期間の経過後、保護観察又は指示が引き続き必要不可欠であるとき、裁判所は、執行機関の要請に応じて、保護観察又は指示を 1 年から 5 年間まで、その都度、延長し、又はその期間に新たな指示を命じることができる。この場合、第 95 条第 5 項により行刑へ再収容することはできない。

(c. 期間の無事経過)

第 88 条 仮釈放された者が観察期間の満了まで無事に経過したとき、確定的に釈放される。

（d.〔期間中の〕非行）

第 89 条　①　仮釈放された者が観察期間中に重罪又は軽罪を犯したとき、新たな犯行の処断を管轄する裁判所が再収容を命じる。

②　観察期間中に犯された重罪又は軽罪にもかかわらず、刑を言い渡された者において再犯をするであろうことが予測されないとき、裁判所は、再収容を行わない。裁判所は、刑を言い渡された者を戒告し、所轄機関が当初より定めていた観察期間の最長半分まで、それを延長することができる。その延長が観察期間の経過後に行われたとき、それは、その命令の当日に開始する。保護観察及び指示に関する規定が適用される（第 93 条から第 95 条まで）。

③　仮釈放された者が保護観察に服することなく、又は指示を無視するとき、第 95 条第 3 項から第 5 項までが適用される。

④　再収容は、観察期間終了から 3 年が過ぎた後に命じられてはならない。

⑤　犯罪行為者が再収容の手続中に強いられる未決拘禁は、残刑期間に算入されなければならない。

⑥　新たな犯罪行為により自由刑の実刑に関する要件を充足し、かつ、この刑が取消しにより執行可能となる残刑と競合するとき、裁判所は、第 49 条を適用して、全体刑を形成する。この刑に関して仮釈放の規定が改めて適用される。残刑のみが執行されるとき、第 86 条第 1 項から第 4 項までが適用される。

⑦　再収容の決定により執行可能となった残刑が第 59 条から第 61 条までの処分の執行と競合するとき、第 57 条第 2 項及び第 3 項が適用される。

（3. 処分の執行）

第 90 条　①　第 59 条から第 61 条までの処分の執行のために収容される者は、次の各号の措置のため必要不可欠な場合に限り、継続的に他の被収容者から隔離して収容することが許される。

a. 一時的な治療処分。

b. 被収容者又は第三者の保護。

c. 懲戒的制裁。

② 処分執行の開始にあたり、被収容者又は法定代理人と共同により執行計画が作成されるものとする。執行計画は、特に被収容者の精神障害、依存症又は発達障害の治療及び第三者に対する加害の防止に関する記載を内容とする。

②の 2 第 59 条から第 61 条まで及び第 64 条の処分は、それらの処分における目的の達成に大きく寄与するという説明可能な見込みを有し、かつ、被収容者が逃亡し、又は再犯をする危険が現存しないとき、施設外居住及び施設外労働の方式で執行することができる。第 77 条 a 第 2 項及び第 3 項は、これを準用する。

③ 被収容者が労働可能なとき、この者の入院治療若しくは世話において要請されるとき又は許されるときに限り、労働を実施させる。第 81 条から第 83 条までが準用される。

④ 被収容者の外部交通に関しては、入院治療において、さらなる制限を設ける根拠が存しない限り、第 84 条を準用する。

④の 2 開放的処遇施設への収容及び開放的処遇の許可に関しては、第 75 条 a を準用する。

④の 3 無期保安監置の間において、外泊又はその他の開放的処遇は、許可されない。

⑤ 管理及び検査に関しては、第 85 条を準用する。

（4. 共通規定。懲戒に関する法）

第 91 条 ① 有責的に行刑規則又は執行計画に違反した受刑者及び被収容者に対して懲戒的制裁を科することができる。

② 懲戒的制裁とは、次の各号に掲げる措置をいう。

a. 戒告。

b. 財産の処分、自由活動又は施設外との連絡の一時的禁止又は制限。

c. 科料。及び、

d. 追加的な自由制限としての拘留。

③　刑及び処分の執行のために、各カントンは、懲戒に関する法を制定する。その法は、懲戒要件、懲戒的制裁及びその量定を規定し、並びに懲戒手続を設けるものとする。

（執行の停止）

第 92 条　刑及び処分の執行は、重大な事情により、これを停止することが許される。

（情報入手権）

第 92 条 a　①　2007 年 3 月 23 日付の被害者支援法第 1 条第 1 項及び第 2 項において規定される被害者及び被害者の近親者並びにそこにおいて保護に値する利害関係を有する限りでの第三者は、その者に対し執行機関から次の各号に掲げる事柄に関する情報が伝えられるように書面で申請することができる。

a. 判決を言い渡された者における刑又は処分の開始時点、執行施設、通常の執行方式から変則した場合における執行方式、執行の停止、開放的処遇（第 75 条 a 第 2 項）、仮釈放又は確定的釈放及び刑又は処分執行への再収容に関して。

b. 判決を言い渡された者の逃亡及びその終結に関しては、即座に。

②　執行機関は、判決を言い渡された者に対する聴聞後において、その申請に関する決定をする。

③　執行機関は、判決を言い渡された者の正当な利益が上回る場合に限り、その情報入手を拒否すること又は情報入手に関する以前の決定を取り消すことができる。

④　執行機関が申請を適切と思料するとき、当該機関は、情報入手権を有する者に対して伝えられた前記の情報の守秘に関して注意を喚起する。被害者支援法による被害者支援を請求する権利を有する者は、被害者支援法第 9 条による相談所の相談員に対して、その守秘に関する義務を負わない。

第 5 章　保護観察、指示、任意の社会的保護

（保護観察）

第 93 条　①　保護観察により、その対象者は、再犯をしないように見守られ、社会への統合化が図られなければならない。保護観察の所轄機関は、そのために必要な社会的及び専門的な支援を実施し、仲介する。

②　保護観察に従事する者は、その知りえたことに関して漏示してはならない。それらの者は、対象者又は保護観察を所轄する者が書面で同意する場合にのみ、対象者の個人的事情に関する情報を第三者に与えることが許される。

③　刑事司法機関は、保護観察の所轄機関に対し、対象者に関する報告を求めることができる。

（指示）

第 94 条　裁判所又は行刑機関が判決を言い渡された者に対し、執行猶予又は観察期間に関して与えることができる指示は、特に職業遂行、居住地、自動車の運転、損害賠償並びに医学的及び心理学的な看護に関するものとする。

（共通規定）

第 95 条　①　裁判所及び行刑機関は、保護観察及び指示に関する決定を下す前に、保護観察、指示の管理又は職業禁止若しくは接触禁止及び一定区域立入禁止の執行に関して管轄を有する官庁の報告を受けることができる。対象者本人は、報告に対して意見を述べることができる。反対の意見は、報告書に明記されなければならない。

②　保護観察及び指示の命令は、判決又は裁判の中において明記され、理由が付せられなければならない。

③　判決を言い渡された者が保護観察に服することなく、指示を無視し、又は保護観察若しくは指示が実行可能ではないとき、若しくはそれ以上必要ではないとき、所轄機関は、裁判所又は行刑機関に報告する。

④　裁判所又は行刑機関は、第 3 項の場合において、次の各号の措置を行うこ

とができる。

a. 執行猶予又は仮釈放の期間を半分延長すること。

b. 保護観察を終了し、又は新たに命じること。

c. 指示を変更し、終了し、又は新たな指示を付与すること。

⑤ 裁判所は、第 3 項の場合、判決を言い渡された者において再犯をすることが深刻に予測されるとき、執行猶予の取消し、又は刑罰若しくは処分執行のための再収容を命じることができる。

（社会的保護）

第 96 条 各カントンは、刑事手続の期間中及び行刑中、任意に要求可能な社会的保護を保障する。

第 6 章 時効

（1. 公訴時効。期間）

第 97 条 ① 刑事訴追の時効は、次の各号における期間を経過することによって完成する。

a. 無期自由刑にあたる行為は、30 年。

b. 3 年を超える自由刑にあたる行為は、15 年。

c. 3 年の自由刑にあたる行為は、10 年。

d. その他の刑罰にあたる行為は、7 年。

② 児童との性的行為罪（第 187 条）及び依存関係にある者との性的行為罪（第 188 条）のとき並びに第 111 条、第 113 条、第 122 条、第 124 条、第 182 条、第 189 条から第 191 条まで、第 195 条及び第 197 条第 3 項における犯罪が 16 歳未満の児童に対して行われたとき、その被害者が少なくとも満 25 歳に達するまで、常に公訴時効は完成しない。

③ 時効期間満了前に第 1 審判決が下されたとき、時効は、もはや進行しない。

④ 児童との性的行為罪（第 187 条）及び未成年者との依存関係にある性的行為罪（第 188 条）の場合において、並びに第 111 条から第 113 条まで、第

122 条、第 182 条、第 189 条から第 191 条まで、第 195 条における犯罪が 16 歳未満の児童に対して行われた場合において、当該犯行が 2001 年 10 月 5 日付の改正の施行よりも前に為され、かつ、同改正の時点において、いまだ公訴時効が進行していないとき、公訴時効は、第 1 項から第 3 項までにより算定される。

（起算点）

第 98 条　時効は、次の各号における時点から進行する。

a. 行為者が可罰的行為をした日。

b. 行為者が様々な時点で可罰的行為をしたとき、その最終の行為をした日。

c. 可罰的態度が継続するとき、この態度が終了した日。

（2. 刑の時効。期間）

第 99 条　①　刑の時効は、次の各号における期間を経過することによって完成する。

a. 無期自由刑の言渡しを受けた場合には、30 年。

b. 10 年以上の自由刑の言渡しを受けた場合には、25 年。

c. 5 年以上 10 年未満の自由刑の言渡しを受けた場合には、20 年。

d. 1 年を超え 5 年未満の自由刑の言渡しを受けた場合には、15 年。

e. その他の刑の言渡しを受けた場合には、5 年。

②　自由刑の時効期間は、次の各号に該当する場合には、延長される。

a. 行為者において、その自由刑が連続して執行される期間又は他の自由刑若しくは直接に優先的に執行される処分が連続して執行される期間が存在する場合。

b. 仮釈放の期間。

（起算点）

第 100 条　時効は、判決が法的に執行可能になった日から進行する。自由刑の執行猶予又は処分が先行して執行されるとき、時効は、刑の執行が命じられた日から進行する。

（3. 時効の不適用）

第 101 条　①　時効は、次の各号に掲げる罪において進行しない。

a. 集団殺害罪（第 264 条）。

b. 人道に対する罪（第 264 条 a 第 1 項及び第 2 項）。

c. 戦争犯罪（第 264 条 c 第 1 項から第 3 項まで、第 264 条 d 第 1 項及び第 2 項、第 264 条 e 第 1 項及び第 2 項、第 264 条 f、第 264 条 g 第 1 項及び第 2 項並びに第 264 条 h）。

d. 恐喝又は強要の手段として、特に大量殺戮手段を利用し、大規模災害を誘発し、又は人質奪取により、多数人の身体及び生命を危険にさらし、若しくはそのような危険にさらす旨を脅迫する重罪。

e. 児童との性的行為罪（第 187 条第 1 号）、性的強要罪（第 189 条）、強姦罪（190 条）、凌辱罪（191 条）、施設内被保護者、受刑者、刑事手続対象者に対する性的行為罪（第 192 条第 1 項）、困窮状態の悪用罪（第 193 条第 1 項）が 12 歳未満の児童に対して犯された場合。

②　第 97 条及び第 98 条を適用すれば刑事訴追が時効にかかっていたであろうとき、裁判所は、刑を減軽することができる。

③　第 1 項第 a 号、第 c 号及び第 d 号並びに第 2 項は、刑事訴追又は刑が 1983 年 1 月 1 日において、その時点までに妥当していた法により、いまだ時効にかかっていなかった場合に適用する。第 1 項第 b 号は、刑事訴追又は刑が本法の 2010 年 6 月 18 日付の改正施行の時点において従前の法により、いまだ時効にかかっていなかった場合に適用する。第 1 項第 e 号は、刑事訴追又は刑が 2008 年 11 月 30 日において、その時点までに妥当していた法により、いまだ時効にかかっていなかった場合に適用する。

第７章　企業の答責性

（可罰性）

第 102 条　①　ある企業において、その企業目的の枠内で業務活動遂行中に、重罪又は軽罪が犯され、かつ、当該企業の欠陥ある組織体制により特定の自然人に当該犯罪行為を帰責できないとき、その重罪又は軽罪は、当該企業に帰責される。この場合において、当該企業は 500 万スイスフラン以下の科料[5)] で処罰される。

②　第 260 条の 3、第 260 条の 5、第 305 条の 2、第 322 条の 3、第 322 条の 5 若しくは第 322 条の 7 第 1 項による犯罪行為に関する場合において、又は 1986 年 12 月 19 日付の不正競争に対する連邦法第 4 条 a 第 1 項第 a 号による犯罪行為に関する場合において、そのような犯罪行為を阻止するために、あらゆる必要かつ期待可能な組織的対策を実施しなかったことにより企業を非難できるとき、当該企業は、そこにおける自然人の可罰性から独立して処罰される。

③　裁判所は、特に犯罪行為の重大性、組織的欠陥及び惹き起こされた損害の重大性並びに当該企業の経済的支払能力に応じて、科料を量定する。

④　次の各号に掲げるものは、本章において規定される企業とする。

a.　私法上の法人。

b.　地方公共団体を除く公法上の法人。

c.　会社。

d.　個人事業主。

第 102 条 a　（削除）

5）スイスでは、ここでいう Busse（科料）という文言を理由として、企業犯罪を違警罪として理解する少数説がある。そのため、第 103 条以下との整合性からあえて「科料」という訳語を採用した。我が国でも「科料」という表現の沿革は、旧刑法における違警罪規定にまで遡ることができる。詳細は、前掲注 2）シュワルツェネッガー「スイスの刑事制裁制度」181 頁参照のこと。

第 2 部　違警罪

（概念）

第 103 条　違警罪（Übertretungen）とは、科料（Busse）が規定されている行為をいう。

（第 1 部における規定の適用可能性）

第 104 条　第 1 部の規定は、次条以下に定める修正を伴って、違警罪にも適用される。

（適用不可能性又は条件付き適用可能性）

第 105 条　①　刑の執行猶予及び一部執行猶予に関する規定（第 42 条及び第 43 条）、国外退去処分（第 66 条 a から第 66 条 d まで）並びに企業の答責性に関する規定（第 102 条及び第 102 条 a）には、違警罪が適用されない。

②　未遂及び幇助は、法律上明文で規定されている場合にのみ、これを罰する。

③　自由剝奪処分（第 59 条から第 61 条まで及び第 64 条）、職業禁止（第 67 条）、接触禁止及び一定区域立入禁止（第 67 条 b）並びに判決の公表（第 68 条）は、法律上明文で規定されている場合にのみ、許容される。

（科料）

第 106 条　①　法律上、特別の定めがないとき、科料の上限は、1 万スイスフランとする。

②　裁判官は、科料が有責的に支払われない場合のために、1 日以上 3 月以下の代替自由刑を判決において言い渡す。

③　裁判所は、犯人の事情に応じて、その者が自己の責任に相応する刑を受けることになるように、科料及び代替自由刑を量定する。

④　科料が事後的に支払われるとき、代替自由刑は、執行されない。

⑤　執行及び換刑については、第 35 条及び第 36 条第 2 項から第 5 項までが準用される。

（公益的労働）

第 107 条　①　裁判所は、犯人の同意をもって、言い渡された科料に代えて 360 時間以下の公益的労働を科すことができる。

②　執行機関は、公益的労働が行われなければならない期間を 1 年以下の範囲内において決定する。

③　刑を言い渡された者が警告にもかかわらず、公益的労働を行わないとき、裁判所は、科料の執行を命じることができる。

【2018 年 1 月 1 日以降】
第 107 条　（削除）

第 108 条　（削除）

（時効）

第 109 条　刑事訴追及び刑の時効は、3 年を経過することによって完成する。

第 3 部　概念

第 110 条　①　近親者（Angehörige）とは、配偶者、登録パートナー、直系親族、全血及び半血の兄弟姉妹、養父母、養子縁組による兄弟姉妹並びに養子をいう。

②　共同生活者（Familiengenossen）とは、共通の家計において生活する者をいう。

③　公務員（Beamte）とは、行政及び司法に従事する職員及び被雇用者並びに臨時で公務に就任し、若しくは臨時で行政若しくは司法において雇用され、又は一時的に公的役割を担う者とする。

③の 2　物（Sache）という概念を用いている規定は、これを動物にも準用する。

④　文書（Urkunden）とは、法的な意義を有する事実の証明のために供せられ、かつ、それに適した書面又はそれに供せられる図画をいう。前文の目的に資する限りで、画像媒体並びに情報媒体上の記録は、書面方式と同じものとする。

⑤　公文書（Öffentkiche Urkunden）とは、官庁の構成員、公務員及び公的信頼を有する者により、高権的作用の遂行において作成される文書をいう。国家又はその他の公法上の団体及び施設における経済的事業及び専売事業の運営により、私法上の取引として作成される文書は、公文書にあたらないものとする。

⑥　1 日（Tag）とは、連続した 24 時間をいう。月及び年は、暦に従って算定する。

⑦　未決拘禁（Untersuchungshaft）とは、刑事手続中に実施される全ての拘禁、起訴前拘禁、起訴後拘禁及び身柄引渡しのための拘禁をいう。